

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月26日

【事業年度】 第108期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

【会社名】 株式会社第三銀行

【英訳名】 The Daisan Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 岩間 弘

【本店の所在の場所】 三重県松阪市京町510番地

【電話番号】 (0598)23-1111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 川瀬 和也

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋1丁目14番7号  
株式会社第三銀行東京支店

【電話番号】 (03)3277-3311

【事務連絡者氏名】 東京支店長兼東京事務所長 中川 幸久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

株式会社第三銀行名古屋支店  
(名古屋市中村区名駅5丁目2番15号)

株式会社第三銀行東京支店  
(東京都中央区日本橋1丁目14番7号)

株式会社第三銀行大阪支店  
(大阪府中央区南船場1丁目17番20号)

(注) 東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による備付場所  
ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としており  
ます。

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
		(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)	(自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日)	(自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日)	(自平成28年 4月1日 至平成29年 3月31日)
連結経常収益	百万円	41,467	42,544	39,873	39,582	37,563
連結経常利益	百万円	3,791	6,886	7,380	6,554	5,889
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	1,996	4,494	4,149	3,744	3,293
連結包括利益	百万円	11,037	2,265	15,387	696	1,220
連結純資産額	百万円	100,097	100,628	114,466	112,492	112,447
連結総資産額	百万円	1,889,549	1,916,088	1,962,848	2,023,835	2,022,017
1株当たり純資産額	円	369.22	369.40	441.98	4,290.08	4,271.20
1株当たり当期純利益 金額	円	8.59	22.54	20.70	185.14	161.87
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円	5.78	12.24	10.87	98.28	83.50
自己資本比率	%	5.15	5.08	5.63	5.34	5.33
連結自己資本利益率	%	2.48	6.06	5.07	4.23	3.76
連結株価収益率	倍	20.93	8.02	9.12	8.10	10.26
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	8,151	23,725	6,887	48,506	778
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	10,315	2,113	2,976	9,970	12,681
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,290	5,043	1,235	2,313	7,104
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	55,053	81,707	84,381	120,602	126,956
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,582 [517]	1,529 [576]	1,511 [603]	1,493 [625]	1,473 [603]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 平成28年10月1日付で普通株式及びA種優先株式について、10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成27年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定して算出しております。

## (2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第104期	第105期	第106期	第107期	第108期
決算年月		平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
経常収益	百万円	35,845	37,237	34,632	34,053	31,879
経常利益	百万円	3,264	6,205	6,894	5,926	5,344
当期純利益	百万円	1,983	4,446	4,198	3,680	3,212
資本金	百万円	37,461	37,461	37,461	37,461	37,461
発行済株式総数	千株	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 18,435 A種優先株式 6,000
純資産額	百万円	97,266	97,700	110,698	109,059	108,620
総資産額	百万円	1,880,759	1,905,808	1,951,610	2,011,992	2,009,423
預金残高	百万円	1,736,345	1,753,206	1,781,918	1,788,453	1,797,029
貸出金残高	百万円	1,165,788	1,189,882	1,223,513	1,249,377	1,260,183
有価証券残高	百万円	583,838	588,093	607,625	608,668	590,315
1株当たり純資産額	円	368.46	370.84	442.22	4,329.96	4,304.80
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額)	円 (円)	普通株式 5.50 ( ) A種優先株式 7.30 ( )	普通株式 5.00 ( ) A種優先株式 6.80 ( )	普通株式 5.00 ( ) A種優先株式 6.60 ( )	普通株式 5.00 ( ) A種優先株式 6.42 ( )	普通株式 50.00 ( ) A種優先株式 59.20 ( )
1株当たり当期純利益 金額	円	8.52	22.27	20.96	181.62	157.42
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	5.74	12.11	11.00	96.60	81.45
自己資本比率	%	5.17	5.12	5.66	5.41	5.39
自己資本利益率	%	2.70	6.82	6.39	5.36	4.40
株価収益率	倍	21.11	8.12	9.01	8.25	10.55
配当性向	%	64.50	22.45	23.84	27.52	31.76
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,479 [442]	1,431 [504]	1,413 [533]	1,399 [561]	1,386 [544]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 平成24年度の普通株式の1株当たり配当額のうち50銭は創立100周年に係る記念配当であります。
3. 従業員数は、就業人員数を表示しております。
4. 平成28年10月1日付で普通株式及びA種優先株式の単元株式数を、いずれも1,000株から100株に変更する定款変更を行いました。これにより、普通株式及びA種優先株式の単元株式数を10株につき1株の割合で株式併合を実施し、発行済株式総数につきましては、普通株式は165,922千株減少し18,435千株となり、A種優先株式は54,000千株減少し6,000千株となっております。また、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成27年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定して算出しております。配当性向につきましては、平成28年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定して算出しております。
5. 平成28年度の普通株式の1株当たり配当額50.00円及びA種優先株式の1株当たり配当額59.20円は、株式併合後の配当額となります。
6. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

## 2【沿革】

昭和2年7月	三重無尽株式会社を熊野市木本町176番地の1に資本金250千円をもって設立
昭和15年3月	三重勤業無尽株式会社(本店所在地 四日市市)を合併
昭和19年3月	共融無尽株式会社(本店所在地 津市)を合併
昭和26年7月	本店を熊野市木本町475番地に移転
昭和26年10月	相互銀行法にもとづく相互銀行業の免許を受け、株式会社第三相互銀行に商号変更
昭和36年10月	当行株式を大阪、名古屋各証券取引所市場第二部に上場
昭和42年10月	本店を現所在地(松阪市京町510番地)に新築移転
昭和48年8月	当行株式、大阪、名古屋各証券取引所市場第一部に指定替え(平成15年6月 大阪証券取引所への上場を廃止)
昭和50年3月	外国為替業務取扱開始
昭和51年2月	社債等登録機関の業務開始
昭和51年4月	第1次オンライン業務開始
昭和54年2月	全銀データ通信システム加盟
昭和54年11月	全国キャッシュサービス(SCS)開始
昭和56年9月	外国為替公認銀行に対する両替店舗の包括許可取得
昭和57年4月	金売買業務の取扱開始
昭和57年10月	第2次総合オンラインシステムへ移行
昭和58年4月	公共債窓口販売業務開始
昭和59年4月	海外コルレス業務開始
昭和61年6月	公共債ディーリング業務開始
昭和61年12月	東京オフショア市場参加
昭和62年7月	海外コルレス契約包括承認取得
昭和62年10月	債券先物取引の特別参加者資格を取得
昭和63年11月	スィフト(国際銀行間データ通信システム)加盟
平成元年2月	普通銀行に転換し商号を株式会社第三銀行に変更
平成元年3月	ニューヨーク駐在員事務所開設(平成9年10月閉鎖)
平成元年11月	当行株式を東京証券取引所市場第一部に上場
平成3年7月	日本円短期金利先物オプション取引に係る受託業務の認可を取得
平成5年11月	信託代理店業務開始
平成10年12月	投資信託窓口販売の開始
平成12年5月	第3次総合オンラインシステムへ移行
平成13年4月	損害保険窓口販売の開始
平成14年10月	生命保険窓口販売の開始
平成17年9月	証券仲介業務の開始
平成21年9月	第三者割当方式によるA種優先株式300億円発行
平成24年10月	当行創立100周年
平成26年1月	基幹系システムを地域金融機関向け共同アウトソーシングサービス「NEXTBASE」へ移行

### 3 【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行及び連結子会社6社で構成され、銀行業を中心に、リース業、その他の金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

#### 〔銀行業〕

当行の本店ほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務などを中心に、高度化・多様化するお客様のニーズに応えることにより、地域金融機関として地域社会に奉仕し、お客様に信頼され、親しまれる銀行になることを目指しており、当行グループの中核と位置づけております。

#### 〔リース業〕

三重リース株式会社においては、総合リース業務を行っております。

#### 〔その他〕

三銀ビジネス・サービス株式会社においては、主に現金整理業務等を行っております。

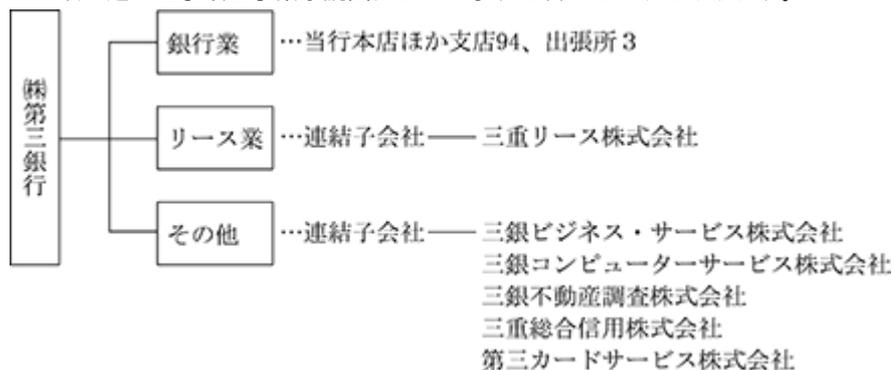
三銀コンピューターサービス株式会社においては、計算受託業務を行っております。

三銀不動産調査株式会社においては、担保不動産評価業務を行っております。

三重総合信用株式会社においては、信用保証業務を行っております。

第三カードサービス株式会社においては、クレジットカード業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(又は 被所有) 割合(%)	当行との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 三銀ビジネス・ サービス株式 会社	三重県 松阪市	30	その他(現金 整理業務)	100.00 ( ) [ ]	4 (1)		預金取引関係 業務委託関係	提出会社 の建物の一 部を借用	
三銀コンピ ューターサ ービス株式 会社	三重県 松阪市	20	その他(コン ピューター による計算 受託業務)	100.00 ( ) [ ]	4 (2)		預金取引関係 業務委託関係	提出会社 の建物の一 部を借用	
三銀不動産 調査株式 会社	三重県 松阪市	20	その他(担保 不動産評価 業務)	100.00 ( ) [ ]	4 (1)		預金取引関係 業務委託関係	提出会社 の建物の一 部を借用	
三重総合信 用株式 会社	三重県 松阪市	40	その他(信用 保証業務)	28.75 (23.75) [43.75]	3 (1)		預金取引関係 保証関係		
第三カード サービス 株式 会社	三重県 松阪市	60	その他(クレ ジットカード 業務)	76.25 (71.25) [23.75]	4 (0)		預金取引関係 金銭貸借 関係保証 関係		
三重リース 株式 会社	三重県 松阪市	80	リース業	56.87 (51.87) [19.00]	3 (0)		預金取引関係 金銭貸借 関係 リース取 引関係		

- (注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。  
2. 上記連結子会社のうち、特定子会社に該当するものではありません。  
3. 上記連結子会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。  
4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の( )内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[ ]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。  
5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当行の役員(内書き)であります。  
6. 三重リース株式会社については、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く。)の連結経常収益に占める割合が100分の10を超えておりますが、セグメント情報の経常収益に占める当該連結子会社の経常収益(セグメント間の内部経常収益又は振替高を含む。)の割合が100分の90を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社における従業員数

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	1,386 [544]	18 [5]	69 [54]	1,473 [603]

- (注) 1. 従業員数は、執行役員、嘱託及び臨時従業員773人を含んでおりません。  
2. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

##### (2) 当行の従業員数

平成29年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,386 [544]	39.2	16.3	5,863

- (注) 1. 従業員数は、執行役員、嘱託及び臨時従業員675人を含んでおりません。  
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。  
3. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。  
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
5. 当行の従業員組合は、第三銀行従業員組合及び第三銀行労働組合と称し、組合員数は第三銀行従業員組合4人、第三銀行労働組合1,049人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### 〔経営理念〕

当行は「地域社会に奉仕し、顧客に信頼され親しまれる第三銀行」「逞しい活力と豊かな創造力を持ち、着実に発展する第三銀行」「個性を活かし、明るい魅力ある職場をつくる第三銀行」を経営理念として掲げ、次のような考え方のもとに株主様、お客様、地域の皆様をはじめとする社会から強く支持される経営の実践に努めております。

#### ・地域社会に奉仕し、顧客に信頼され親しまれる第三銀行

これは当行の社会的使命を表わしたものです。私たちを生み育てていただいた地域社会と、そこに住む人々に報いる気持ちを常に持ち、地域経済・文化の発展や豊かさの向上のために奉仕し、貢献していくことに努力してまいります。同時にコンプライアンスを重視し、実践していくことで社会からの信頼にお応えしてまいります。また、今後ますます多様化するニーズを先取りして十分なサービスを提供することにより、みなさまに親しまれ愛される地域のベストバンクを目指します。

#### ・逞しい活力と豊かな創造力を持ち、着実に発展する第三銀行

これは当行のあるべき姿を表わしたものです。金融自由化の進展等、環境の変化に対して勇気と活力、豊かな創造力と企画力をもってこれに対応してまいります。バイタリティーと時代の変化に即応する柔軟性、創造力をもって多様化するお客様のニーズにお応えしながら、強固にかつ、着実に発展する地域のベストバンクを目指します。

#### ・個性を活かし、明るい魅力ある職場をつくる第三銀行

これは当行の行員と職場のあるべき姿を表わしたものです。行員一人一人の個性を尊重し、互いに良い点を育て伸ばし、生き生きとした明るい、そして仕事のやり甲斐のある職場を築いていこうというものです。そのため、組織の中で自らの役割と責任を自覚し、組織と規律を重んじコンプライアンスを実践するとともに、気配りや心づかいを大切にされた職場作りを目指します。

#### ・業績

当期の国内経済は、公的需要の進捗が下支えとなる中、緩和的な金融環境の下で住宅投資が増加し、後半にかけては輸出が回復したことから、景気は緩やかに回復しました。

需要項目別にみると外需は、前半は円高の影響などから輸出が伸び悩みましたが、後半は世界経済の回復を背景に、電子部品や自動車の輸出が上向いたことから持ち直しました。

内需をみると、住宅建設は、アパート建築が増加したことから貸家が全体をけん引し、増加基調で推移しました。また公共投資は、平成27年度補正予算や、平成28年度予算が前倒しで執行されたことから、特に前半は緩やかな増加が続きました。一方で、個人消費は、消費者の節約志向が根強く、またインバウンド消費の勢いが鈍化したことから、弱い動きが続きました。

このような情勢のもと、鉱工業生産は、前半は昨年4月に発生した熊本地震の影響などもあり、足踏みがみられましたが、後半は海外市場での需要が伸びたことも追い風となり、回復が続きました。雇用情勢は、完全失業率3%台前半の低い水準で推移したほか、有効求人倍率は改善傾向で推移しましたが、一方で、人手不足が深刻化しました。

物価動向については、国内企業物価は、前年同月比マイナスが続きましたが、原油価格の復調と円安による輸入物価の押し上げから、1月プラスに転じました。消費者物価（生鮮食品を除く）も同じく前年同月比マイナスが続きましたが、1月プラスに転じました。

なお、三重県内の鉱工業生産は、持ち直しの動きがみられました。雇用情勢は、有効求人倍率が全国水準を上回って推移するなど、改善しました。

金融情勢については、昨年9月に日銀は、金融緩和強化のための新たな枠組みとして「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入を決めました。一方、景気回復が続く米国のFRBは昨年12月、1年ぶりの政策金利引き上げを決定し、3月には、さらに利上げを行いました。このような状況のもと、国内無担保コール翌日物金利はマイナス金利で推移しました。長期金利（新発10年物国債利回り）については、前半は日銀の大量国債購入による需給面での下支えと、マイナス金利政策の効果もありマイナス圏での動きに終始しましたが、後半はトラ

ンプ新米国大統領の財政拡大路線への思惑から、米長期金利が上昇したことなどを背景にプラス圏に入りました。

円相場（対米ドル相場）は、前半は昨年6月英国のEU離脱が決定した影響から一時99円をつけるなど、円高基調で推移しましたが、後半は日米金利差拡大から円安ドル高が進行し、期末にかけては111円前後で推移しました。

このような経営環境のもと、株主の皆様をはじめお客様のご支援をいただきながら、役職員一同総力を結集して業績の向上と確固たる経営基盤の拡充に努めました結果、次のような業績となりました。

預金につきましては、期中82億円増加し、当期末残高は1兆7,907億円となりました。貸出金につきましては、期中107億円増加し、当期末残高は1兆2,570億円となりました。有価証券につきましては、期中182億円減少し、当期末残高は5,907億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は役務取引等収益や株式等売却益が増加したものの、資金運用収益が減少したことなどから、前連結会計年度に比べ20億19百万円減少し375億63百万円となりました。

一方、経常費用は、預金利息などの資金調達費用が減少したことなどから、前連結会計年度に比べ13億53百万円減少し、316億74百万円となりました。

以上の結果、経常利益は前連結会計年度に比べ6億65百万円減少し、58億89百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ4億51百万円減少し、32億93百万円となりました。

セグメントごとの情報につきましては、銀行業における当連結会計年度の経常収益は、前連結会計年度に比べ21億74百万円減少し、318億79百万円となり、セグメント利益は5億82百万円減少し、53億44百万円となりました。リース業における当連結会計年度の経常収益は、前連結会計年度に比べ1億37百万円増加し、57億29百万円となり、セグメント利益は32百万円増加し、2億82百万円となりました。その他における当連結会計年度の経常収益は、前連結会計年度に比べ5百万円減少し、15億82百万円となり、セグメント利益は1億23百万円減少し、2億56百万円となりました。

#### ・キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金や借入金が増加したことなどから7億78百万円のプラス（前連結会計年度比477億28百万円減少）となりました。

また、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還による収入が取得による支出を上回ったことなどから126億81百万円のプラス（前連結会計年度比226億51百万円増加）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の償還及び配当金の支払いなどから71億4百万円のマイナス（前連結会計年度比47億91百万円減少）となりました。

その結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末に比べ63億54百万円増加し、1,269億56百万円となりました。

## (1) 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、国内業務部門の資金運用収支が前連結会計年度比14億73百万円減少し、国際業務部門の資金運用収支も1億23百万円減少したため、合計で前連結会計年度比15億96百万円減少して218億25百万円となりました。また、役務取引等収支は、合計で前連結会計年度比59百万円増加して45億6百万円となり、その他業務収支は合計で前連結会計年度比2億91百万円減少して1億73百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	22,080	1,341		23,421
	当連結会計年度	20,607	1,218		21,825
うち資金運用収益	前連結会計年度	24,367	1,529	172	25,724
	当連結会計年度	22,155	1,373	127	23,402
うち資金調達費用	前連結会計年度	2,286	187	172	2,302
	当連結会計年度	1,548	154	127	1,576
役務取引等収支	前連結会計年度	4,421	26		4,447
	当連結会計年度	4,478	27		4,506
うち役務取引等収益	前連結会計年度	6,682	38		6,721
	当連結会計年度	6,767	37		6,805
うち役務取引等費用	前連結会計年度	2,261	11		2,273
	当連結会計年度	2,289	9		2,299
その他業務収支	前連結会計年度	345	118		464
	当連結会計年度	120	53		173
うちその他業務収益	前連結会計年度	846	118		964
	当連結会計年度	139	102		241
うちその他業務費用	前連結会計年度	500			500
	当連結会計年度	18	49		68

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度3百万円、当連結会計年度1百万円)を控除して表示しております。
3. 相殺消去額欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の利息であります。

## (2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

## 国内業務部門

国内業務部門の資金運用勘定の平均残高は、前連結会計年度比154億23百万円増加して1兆8,595億65百万円となりました。資金運用利回りは、前連結会計年度比0.13ポイント低下して1.19%となりました。

一方、国内業務部門の資金調達勘定の平均残高は、前連結会計年度比463億15百万円増加して1兆8,580億56百万円となりました。資金調達利回りは、前連結会計年度比0.04ポイント低下して0.08%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(94,499) 1,844,142	(172) 24,367	1.32
	当連結会計年度	(93,042) 1,859,565	(127) 22,155	1.19
うち貸出金	前連結会計年度	1,214,426	18,306	1.50
	当連結会計年度	1,238,946	17,048	1.37
うち商品有価証券	前連結会計年度	928	10	1.08
	当連結会計年度	1,131	10	0.95
うち有価証券	前連結会計年度	480,607	5,808	1.20
	当連結会計年度	486,243	4,910	1.00
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	10,601	15	0.14
	当連結会計年度	238	0	0.20
うち預け金	前連結会計年度	43,078	42	0.09
	当連結会計年度	39,962	39	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	1,811,741	2,286	0.12
	当連結会計年度	1,858,056	1,548	0.08
うち預金	前連結会計年度	1,754,694	1,999	0.11
	当連結会計年度	1,759,413	1,388	0.07
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	5,234	2	0.05
	当連結会計年度			
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	2,712	0	0.01
	当連結会計年度	23,630	2	0.09
うち借入金	前連結会計年度	39,953	157	0.39
	当連結会計年度	69,266	125	0.18

(注) 1. 平均残高は原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引であります。

3. 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度2,644百万円、当連結会計年度2,244百万円)及び利息(前連結会計年度3百万円、当連結会計年度1百万円)を控除して表示しております。

4. ( )内は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

## 国際業務部門

国際業務部門の資金運用勘定の平均残高は、前連結会計年度比36億44百万円減少して990億80百万円となりました。資金運用利回りは、前連結会計年度比0.10ポイント低下して1.38%となりました。

一方、国際業務部門の資金調達勘定の平均残高は、前連結会計年度比27億90百万円減少して995億64百万円となりました。資金調達利回りは、前連結会計年度比0.03ポイント低下して0.15%となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	102,724	1,529	1.48
	当連結会計年度	99,080	1,373	1.38
うち貸出金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち商品有価証券	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち有価証券	前連結会計年度	100,053	1,522	1.52
	当連結会計年度	96,662	1,366	1.41
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち預け金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
資金調達勘定	前連結会計年度	(94,499) 102,354	(172) 187	0.18
	当連結会計年度	(93,042) 99,564	(127) 154	0.15
うち預金	前連結会計年度	7,844	15	0.20
	当連結会計年度	6,514	27	0.42
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	1	0	0.60
	当連結会計年度			
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
うち借入金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			

(注) 1. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

2. ( )内は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

3. 国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 ( )	合計	小計	相殺 消去額 ( )	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	1,946,866	94,499	1,852,366	25,896	172	25,724	1.38
	当連結会計年度	1,958,645	93,042	1,865,602	23,529	127	23,402	1.25
うち貸出金	前連結会計年度	1,214,426		1,214,426	18,306		18,306	1.50
	当連結会計年度	1,238,946		1,238,946	17,048		17,048	1.37
うち商品有価証券	前連結会計年度	928		928	10		10	1.08
	当連結会計年度	1,131		1,131	10		10	0.95
うち有価証券	前連結会計年度	580,661		580,661	7,330		7,330	1.26
	当連結会計年度	582,905		582,905	6,276		6,276	1.07
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	10,601		10,601	15		15	0.14
	当連結会計年度	238		238	0		0	0.20
うち預け金	前連結会計年度	43,078		43,078	42		42	0.09
	当連結会計年度	39,962		39,962	39		39	0.09
資金調達勘定	前連結会計年度	1,914,096	94,499	1,819,596	2,474	172	2,302	0.12
	当連結会計年度	1,957,621	93,042	1,864,578	1,703	127	1,576	0.08
うち預金	前連結会計年度	1,762,539		1,762,539	2,015		2,015	0.11
	当連結会計年度	1,765,927		1,765,927	1,416		1,416	0.08
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	5,236		5,236	2		2	0.05
	当連結会計年度							
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	2,712		2,712	0		0	0.01
	当連結会計年度	23,630		23,630	2		2	0.09
うち借入金	前連結会計年度	39,953		39,953	157		157	0.39
	当連結会計年度	69,266		69,266	125		125	0.18

(注) 1. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の資金貸借の平均残高及び利息であります。

2. 資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度2,644百万円、当連結会計年度2,244百万円)及び利息(前連結会計年度3百万円、当連結会計年度1百万円)をそれぞれ控除して表示しております。

(3) 国内部門・国際部門別役務取引の状況

役務取引等収益は前連結会計年度比84百万円増加して68億5百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、前連結会計年度比26百万円増加して22億99百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額( )	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	6,682	38		6,721
	当連結会計年度	6,767	37		6,805
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,816			1,816
	当連結会計年度	2,153			2,153
うち為替業務	前連結会計年度	1,171	35		1,206
	当連結会計年度	1,152	34		1,186
うち証券関連業務	前連結会計年度	873			873
	当連結会計年度	691			691
うち代理業務	前連結会計年度	2,074			2,074
	当連結会計年度	2,016			2,016
うち保護預り・ 貸金庫業務	前連結会計年度	101			101
	当連結会計年度	100			100
うち保証業務	前連結会計年度	645	3		648
	当連結会計年度	654	3		658
役務取引等費用	前連結会計年度	2,261	11		2,273
	当連結会計年度	2,289	9		2,299
うち為替業務	前連結会計年度	230	11		242
	当連結会計年度	225	9		235

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。  
2. 国内、国際部門における相殺消去額はありません。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況  
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	1,775,648	6,823	1,782,472
	当連結会計年度	1,784,606	6,103	1,790,710
うち流動性預金	前連結会計年度	749,801		749,801
	当連結会計年度	801,931		801,931
うち定期性預金	前連結会計年度	1,020,905		1,020,905
	当連結会計年度	978,534		978,534
うちその他	前連結会計年度	4,941	6,823	11,765
	当連結会計年度	4,140	6,103	10,243
譲渡性預金	前連結会計年度			
	当連結会計年度			
総合計	前連結会計年度	1,775,648	6,823	1,782,472
	当連結会計年度	1,784,606	6,103	1,790,710

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。  
2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金  
3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(5) 国内・国際業務部門別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,246,266	100.00	1,257,009	100.00
製造業	136,984	10.99	128,017	10.19
農業, 林業	3,402	0.27	3,391	0.27
漁業	2,019	0.16	1,938	0.16
鉱業, 採石業, 砂利採取業	655	0.05	611	0.05
建設業	71,250	5.72	73,325	5.83
電気・ガス・熱供給・水道業	20,458	1.64	23,171	1.84
情報通信業	8,412	0.68	8,724	0.69
運輸業, 郵便業	41,040	3.29	41,156	3.27
卸売業, 小売業	105,548	8.47	103,972	8.27
金融業, 保険業	92,803	7.45	102,161	8.13
不動産業, 物品賃貸業	209,662	16.82	216,073	17.19
各種サービス業	128,250	10.29	126,359	10.05
地方公共団体	91,300	7.33	85,179	6.78
その他	334,476	26.84	342,926	27.28
特別国際金融取引勘定分				
政府等 金融機関 その他				
合計	1,246,266		1,257,009	

- (注) 「国内」とは当行及び連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高(国別)  
該当事項はありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況  
有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	227,128		227,128
	当連結会計年度	210,350		210,350
地方債	前連結会計年度	68,193		68,193
	当連結会計年度	72,172		72,172
社債	前連結会計年度	128,791		128,791
	当連結会計年度	108,194		108,194
株式	前連結会計年度	33,186		33,186
	当連結会計年度	35,703		35,703
その他の証券	前連結会計年度	52,424	99,300	151,724
	当連結会計年度	69,155	95,160	164,316
合計	前連結会計年度	509,723	99,300	609,024
	当連結会計年度	495,577	95,160	590,737

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。  
2. 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成29年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.46
2. 連結における自己資本の額	936
3. リスク・アセットの額	11,063
4. 連結総所要自己資本額	442

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成29年3月31日
1. 自己資本比率(2/3)	8.33
2. 単体における自己資本の額	908
3. リスク・アセットの額	10,909
4. 単体総所要自己資本額	436

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成28年3月31日	平成29年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	33	32
危険債権	175	196
要管理債権	13	9
正常債権	12,364	12,487

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

### 3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1) 会社の経営の基本方針

当行は、「地域社会に奉仕し、顧客に信頼され親しまれる第三銀行」「逞しい活力と豊かな創造力を持ち、着実に発展する第三銀行」「個性を活かし、明るい魅力ある職場をつくる第三銀行」を経営理念として掲げ、株主様、お客様、地域の皆様をはじめとする社会から強く支持される経営の実践に努めております。

#### (2) 目標とする経営指標

当行は、平成27年度より「新世紀第2次中期経営計画“ジャンプ アップ!”～お客様とともに～飛躍のステージver.2」(平成27年度～平成29年度)をスタートさせており、収益力の強化を最大のテーマと位置付け、預金・貸出金の増強、コンサルティング機能の発揮、業務の効率化などに取組むことにより目標の達成を目指しております。

最終年度となる平成29年度の計数目標(単体)は以下のとおりであります。

項目	目標
収益項目	当期純益35億円以上
ボリューム項目	預金期中平均残高 1兆7,700億円以上( ) 貸出金期中平均残高 1兆2,600億円以上
ビジネスマッチング成約件数	計画期間累計240件
渉外担当者等増員数	計画期間中70名

( ) 預金期中平均残高の目標は、日本銀行による金融緩和政策の長期化など経営環境の変化に対応した最適な調達を機動的に行うため、当初目標 1兆8,100億円以上から 1兆7,700億円以上に変更しております。

#### (3) 中長期的な会社の経営戦略

「新世紀第2次中期経営計画」では、中長期的に予想される人口減少、少子高齢化など社会構造の変化を踏まえたうえで、4つの基本方針「営業力と地域サポート力の向上」「健全性と信頼度の向上」「お客様利便性とCSの向上」「人材力と活力の向上」を定め、全員営業の実践や業務プロセス改革の推進による営業パワーの拡充のほか、渉外体制の見直しによる営業力強化等により、収益力の強化に取り組んでまいります。

#### (4) 会社の対処すべき課題

地域経済は、少子高齢化や人口減少が進みつつあり、経済規模の縮小や地域間格差の拡大が懸念されております。また、日本銀行の新たな金融政策の枠組みとして「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入により、長期金利は引き続き低位で推移していることに加え、金融機関間の競争がますます激化するなど、私ども地域金融機関を取り巻く経営環境は、一段と厳しさを増しております。

こうした中、当行では、最終年度を迎えた「新世紀第2次中期経営計画“ジャンプ アップ!”～お客様とともに～飛躍のステージver. 2」において、収益力の強化を最大のテーマと位置づけしたうえで、ビジョンとして「ネットワークで地域の未来を切り拓く銀行」を掲げ、当行の有する店舗ネットワーク、人的ネットワーク、情報ネットワークなど、あらゆるネットワークを各地域の商流に活用することにより、地域の皆様の成長・発展をサポートし、地域経済の発展に貢献することを目指しております。

具体的には、新たに再編した営業本部の体制のもと、地域の市場特性等を踏まえたきめ細かい地域別営業戦略を策定・推進するとともに、本部・営業店間の緊密な連携を通じて、様々なライフステージにある中小規模事業者等の皆様の事業内容や成長可能性などを適切に評価（事業性評価）したうえで、これらを踏まえたソリューション営業の推進など、コンサルティング機能を最大限発揮することにより、より密接で安定的な取引基盤の確立・強化を図ってまいります。

加えて、企業ニーズ等の収集・蓄積を行い、当行のネットワークに流れる情報の質と量の向上を図ることで、お客さまの販路拡大など本業支援に係る取組強化を通じて、地域経済の発展に貢献してまいります。

地域の個人のお客さまに対しては、営業チャネルやサービス内容をさらに拡充し、ライフサイクルに応じた様々なニーズに的確に対応してまいります。

さらに、本部人員の見直しや業務の合理化による営業人員の創出など、業務プロセス改革（BPR）の積極的な推進により、経営リソースの再配分を実施してまいります。

こうした取組みにより、銀行全体の営業力をさらに底上げすることで収益力を強化し、「新世紀第2次中期経営計画」のビジョンである「ネットワークで地域の未来を切り拓く銀行」の着実な実現を図ってまいります。

また、平成29年2月28日に締結した株式会社三重銀行との経営統合検討に関する基本合意に基づき、統合の相乗効果を発揮することにより、三重県、愛知県及び近接地域における経済活性化の実現に向けて地域との信頼関係を更に強化し、お客さまから愛され、お客さま、地域とともに成長する金融グループを目指し、平成29年9月の経営統合に関する最終合意、平成30年4月の持株会社設立に向けて準備を進めてまいります。

今後とも、役職員一同総力を結集して、ますます多様化・高度化するお客様のニーズに的確に対応できるよう取組んでまいります。

第三銀行グループといたしましても、積極的に業務の見直しを行うなどグループ全体の効率化を図るとともに、より質の高いサービスの提供を目指し、地域経済の発展にグループの総力を結集していく所存です。

## 4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

また、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

### 1．リスク管理体制

当行は、取締役会で決議されたリスク管理の基本方針(リスク・マネージメント・トータル・プラン)に、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク等各種リスクの管理についての基本方針を定め、その方針に従って、課題の抽出、対応策の検討実施等を行っていく体制を整備するなど、リスク管理体制の強化に努めております。

具体的には、リスク管理機関として頭取を委員長とした役付取締役を中心に構成される「リスク管理委員会」と、その下部組織として各関連部長からなる「リスク管理小委員会」を設置しています。さらに「リスク管理小委員会」の下部組織として、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスクの6つのリスク管理執行グループを設け、各種リスクについて各管理担当部署を定め適正な管理を実施しております。これらを総合的に管理するため管理方針及び管理規定を定めるとともに、総合的なリスク管理部署としてリスク統括部を設置し、銀行全体のリスクを管理・統合する体制を整備しています。

### 2．当行が対応すべきリスク

当行が管理すべき重要なリスクを挙げると、次の6つのリスクがあります。

- (1) 信用リスク.....取引先が倒産等により債務を履行できなくなるリスクです。
- (2) 市場関連リスク...金利や為替、株式などで相場等の市場リスク要因が変動することにより、金融商品の時価が変動するリスクです。
- (3) 流動性リスク.....手許資金が減少し、取引の決済に支障をきたすようなリスクと、市場環境の急激な変化などにより、資産のポートフォリオを迅速かつ適正な価格で保有したり、解消することができないリスクです。
- (4) 事務リスク.....事務処理上のミスや事故等のトラブルから生じるリスクです。
- (5) システムリスク...コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等システムの不備等により被るリスク、さらにコンピュータが不正に利用されることにより被るリスクです。
- (6) 法務リスク.....法令等違反、各種取引上の法律関係における不確実性、解釈の相違及び不完全な認識により損失を被るリスクです。

### 3．リスクの顕在化による財務面への影響

上記リスクが顕在化した場合には、当行の財務の状態に次のような影響を及ぼす可能性があります。

#### (1) 信用リスク

##### 不良債権の状況

当行は不良債権を抱えておりますが、不良債権の縮小を図るため、償却、引当の強化、オフバランス化の促進等組織をあげて取り組んでおります。しかしながら、日本の景気の動向、不動産価格の変動及び当行融資先の経営状況の変動等によって、当行の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績及び財務状態に悪影響を及ぼし、自己資本の減少につながる可能性があります。

##### 貸倒引当金の状況

当行は、貸出先の状況、差し入れられた担保の価値及び経済全体に関する前提・見積りに基づいて、貸倒引当金を計上しておりますが、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における前提・見積りを上回り、貸倒引当金が不十分となるおそれがあります。また、経済、景気全般の悪化により設定した前提・見積りを変更せざるを得なくなり、あるいは担保価値の下落その他の予想し得ない理由により、当行が貸倒引当金の積み増しをせざるを得なくなるおそれがあります。

(2) 市場関連リスク

当行は、国債等を中心として株式を含む有価証券への投資業務を行っておりますので、当行の業績及び財務状態はこのような投資業務に伴うリスクにさらされております。リスクとしては、金利、為替レート、株価及び債券相場の変動等があげられます。例えば、金利が急上昇した場合、当行が保有する国債をはじめとする債券ポートフォリオの価値に悪影響を与えるとともに自己資本比率の低下を招くおそれもあります。

(3) 流動性リスク

悪質な風評が発生し短期間に大量の預金が払い出されることにより、手許資金が不足し取引の決済に支障をきたしたり、あるいは市場環境の急激な変化などにより、資産のポートフォリオを迅速かつ適正な価格で保有したり解消することができない場合、予期しない資金調達費用が発生することにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 事務リスク

事務処理やシステム上のトラブルから、予期しない損失、費用が発生することにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) システムリスク

自行や他行のコンピュータの故障によるトラブルから、予期しない損失、費用が発生することにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法務リスク

法律に反する行為、不適切な内容の契約の締結等から、経済的損失が発生することにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

4. その他のリスク

上記6つの重要なリスクに加え、当行には財務面に影響を与えるリスクとして次のようなリスクがあります。

(1) 自己資本比率に係るリスク

当行は海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められた国内基準である4%以上に維持しなければなりません。

当行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合は、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなり、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、当行の自己資本比率に影響を与える要因には、当行が管理すべき6つのリスクの顕在化による影響以外に、次の事項が考えられます。

- 繰延税金資産の算出における予測・仮定と実際の結果との乖離が発生する状況
- 自己資本比率の基準及び算定方法の変更
- その他の不利益な展開

(2) 繰延税金資産に関わるリスク

繰延税金資産は、様々な予測・仮定に基づき、将来の課税所得を合理的かつ保守的に見積もって計算していますが、実際の結果が前提とした予測・仮定と異なる場合があります。その結果、繰延税金資産の一部、または全部が回収できないと判断された場合、繰延税金資産は減額され、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、法人税率が引き下げられた場合、繰延税金資産の減額が生じ、短期的には当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 退職給付債務に関わるリスク

年金資産の運用利回りが低下した場合や、予定給付債務計算の前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合などには、退職給付費用が増加し、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 規制変更に関わるリスク

当行は、銀行法をはじめ、現時点の法令・規制等に従い業務を遂行しておりますが、将来的に、法律・規制等の変更が行われた場合、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 風評リスク

市場や顧客の間で、当行に対する否定的な風評が流布された場合、資金調達が困難になるなど、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 営業基盤とする地域経済が低迷するリスク

当行は、東海・近畿地域を主たる営業基盤としております。そのため、これらの地域経済が低迷した場合には、取引先の信用状況の悪化や担保価値の低下等により信用コストが増加し、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(7) 災害等のリスク

大規模な地震や台風等の自然災害により建物等が損壊する等の想定外の被害を受けた場合、あるいは新型インフルエンザ等の感染力の強い疫病の流行により業務運営に支障が生じた場合には、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 格付低下のリスク

当行では、外部格付機関による格付を取得しておりますが、格付が引き下げられた場合、資本や資金調達において条件の悪化等が生じ、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 公的資金に伴うリスク

当行は、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づき公的資金による資本増強を行っており、これに伴い「経営強化計画」を金融庁に提出しておりますが、特定の目標値に対する実績が一定水準に達していない場合等には、金融庁から業務改善命令等の措置を受ける可能性があります。

また、公的資金である優先株式が普通株式に転換された場合、当行の発行済み普通株式数が増加することにより既発行普通株式の希薄化が生じる可能性があります。

(10) 情報漏洩に関わるリスク

当行は、情報管理に関する諸規程を定め、態勢の整備を行うとともに役職員に対する教育、セキュリティ対策といった情報漏洩防止策を講じております。しかしながら、役職員及び委託先の人為的ミス・事故等や外部者の不正アクセス等により、お客様に関する情報が外部に漏洩した場合、お客様からの損害賠償請求や社会的信用の失墜などにより、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 業務の外部委託によるリスク

当行は、様々な業務を外部委託するにあたり、外部委託に関する諸規程を定め、委託先の選定及び監督を適切に行うように努めておりますが、委託先において重要な業務の遂行に支障を来す事態が発生した場合、当行の業務運営に支障を来し、財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 金融犯罪の発生に関わるリスク

キャッシュカードの偽造、盗難をはじめとする金融犯罪が少なからず発生しております。当行ではICキャッシュカードの発行等セキュリティ強化に努めておりますが、金融犯罪の高度化等から、その対策費用や被害を受けたお客様への補償等により、当行の財務状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

当行は、平成29年2月28日開催の取締役会において、株式会社三重銀行（以下「三重銀行」といい、当行と総称して「両行」といいます。）との間で、共同株式移転（以下「本件株式移転」といいます。）の方法により持株会社（以下「共同持株会社」といいます。）を設立し、経営統合に向けて協議・検討を進めていくことについて基本合意することを決議し、「基本合意書」を締結いたしました。

### （1）本件株式移転の目的

両行は、統合の相乗効果の発揮により、三重県、愛知県及び近接地域における経済活性化の実現に向けて地域との信頼関係を更に強化し、お客さまから愛され、お客さま、地域とともに成長する金融グループを目指すことを目的とするものであります。

### （2）本件株式移転の方法、株式移転に係る割当ての内容、その他の株式移転計画の内容

#### 本件株式移転の方法

両行の株主が保有する両行の株式を、平成30年4月2日を目処として共同持株会社に移転すると共に、両行の株主に対し、共同持株会社の発行する新株式を割り当てる予定であります。但し、今後の適用法令等の検討を踏まえ、両行協議の上、日程又は統合形態等を変更する場合があります。

#### 株式移転に係る割当ての内容

本件株式移転に際して、株式移転比率その他株式移転に係る割当ての内容の詳細については、今後実施するデューデリジェンスの結果及び第三者算定機関による株価算定の結果等を踏まえて、経営統合に係る最終契約締結までに決定いたします。

#### その他の株式移転計画の内容

現時点では未定であり、今後、両行協議の上、決定いたします。

### （3）株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

現時点では確定しておりません。

### （4）本件株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	未定
本店の所在地	未定
代表者の氏名	未定
資本金の額	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	銀行持株会社（銀行、その他銀行法により子会社とすることのできる会社の経営管理及び付帯する業務）

(5) 三重銀行の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

(平成29年3月31日現在)

商号	株式会社三重銀行
本店の所在地	三重県四日市市西新地7番8号
代表者の氏名	取締役頭取 渡辺 三憲
資本金の額	152億円
純資産の額	1,217億円(連結) 1,168億円(単体)
総資産の額	19,811億円(連結) 19,697億円(単体)
事業の内容	普通銀行業務

最近3年間に終了した各事業年度の経常収益、経常利益及び純利益

(連結)

決算期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
経常収益	33,302百万円	32,874百万円	32,721百万円
経常利益	5,105百万円	5,705百万円	4,931百万円
親会社株主に 帰属する当期純利益	3,891百万円	3,677百万円	3,548百万円

(単体)

決算期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
経常収益	28,130百万円	27,431百万円	26,873百万円
経常利益	4,787百万円	5,137百万円	4,397百万円
当期純利益	3,181百万円	3,500百万円	3,229百万円

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状況の分析は、以下のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

< 損益の概要（連結） >

	前連結会計年度 (百万円)(A)	当連結会計年度 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	28,333	26,506	1,827
資金利益	23,421	21,825	1,596
役務取引等利益	4,447	4,506	59
その他業務利益	464	173	291
営業経費	21,358	21,080	278
貸倒償却引当費用	1,156	1,708	552
一般貸倒引当金繰入額	359	4	363
不良債権処理額	1,521	1,705	184
貸出金償却	8	13	5
個別貸倒引当金繰入額	1,390	1,433	43
偶発損失引当金繰入額	9	98	107
その他	132	160	28
償却債権取立益	5	2	3
株式等関係損益	406	1,437	1,031
株式等売却益	927	1,676	749
株式等売却損	470	238	232
株式等償却	50	-	50
その他の臨時損益	329	733	404
経常利益	6,554	5,889	665
特別損益	41	127	86
税金等調整前当期純利益	6,513	5,762	751
法人税、住民税及び事業税	417	663	246
法人税等調整額	1,994	1,561	433
法人税等合計	2,411	2,225	186
当期純利益	4,101	3,536	565
非支配株主に帰属する当期純利益	357	243	114
親会社株主に帰属する当期純利益	3,744	3,293	451

## 1. 経営成績の分析

当連結会計年度の業務粗利益は、前連結会計年度に比べ18億27百万円減少し、265億6百万円となりました。その内訳は以下のとおりです。

資金利益は、預金利息等の資金調達費用が7億29百万円減少したものの、利回りの低下による貸出金利息の減少等により資金運用収益が23億22百万円減少したため、前連結会計年度に比べ15億96百万円減少しました。

役員取引等利益は、ソリューション業務関連手数料が増加したことなどにより、前連結会計年度に比べ59百万円増加しました。

その他業務利益は、国債等債券損益が減少したことなどにより、前連結会計年度に比べ2億91百万円減少しました。

また、営業経費については、合理化・効率化により物件費及び人件費の削減に努めた結果、前連結会計年度に比べ2億78百万円減少し、210億80百万円となりました。

貸倒償却引当費用については、一般貸倒引当金繰入額及び不良債権処理額が増加したことなどから、前連結会計年度に比べ5億52百万円増加し、17億8百万円となりました。

株式等関係損益については、前連結会計年度に比べ10億31百万円増加し、14億37百万円となりました。また、その他の臨時損益は、前連結会計年度に比べ4億4百万円増加し、7億33百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前連結会計年度に比べ6億65百万円減少し、58億89百万円となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度に比べ4億51百万円減少し、32億93百万円となりました。

## 2. 財政状態の分析

### (1) 貸出金

貸出金は、銀行本体において、事業者向け貸出や住宅ローン等を推進したことなどから、前連結会計年度末比107億43百万円増加し1兆2,570億9百万円となりました。

	前連結会計年度末 (百万円)(A)	当連結会計年度末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
貸出金残高	1,246,266	1,257,009	10,743
うち住宅ローン残高	362,235	372,924	10,689

当行グループのリスク管理債権は、経営改善支援先において、計画通り改善が進んでいない取引先について、経営改善支援は継続しつつ、債務者区分の見直しを実施したことなどから、前連結会計年度末比16億34百万円増加し、242億76百万円となりました。

貸出金残高に対するリスク管理債権の比率は、リスク管理債権額が増加したため、前連結会計年度末比0.12ポイント上昇し、1.93%となりました。

#### リスク管理債権の状況

		前連結会計年度末 (百万円)(A)	当連結会計年度末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
リスク 管理債権	破綻先債権	499	137	362
	延滞債権	20,804	23,144	2,340
	3カ月以上延滞債権	657	421	236
	貸出条件緩和債権	680	573	107
	合計	22,642	24,276	1,634
貸出金残高(合計)		1,246,266	1,257,009	10,743

		前連結会計年度末 (%)(A)	当連結会計年度末 (%)(B)	増減(% ) (B) - (A)
貸出金 残高比率	破綻先債権	0.04	0.01	0.03
	延滞債権	1.66	1.84	0.18
	3カ月以上延滞債権	0.05	0.03	0.02
	貸出条件緩和債権	0.05	0.04	0.01
	合計	1.81	1.93	0.12

## (2) 有価証券

有価証券は、前連結会計年度末比182億87百万円減少し、5,907億37百万円となりました。

	前連結会計年度末 (百万円)(A)	当連結会計年度末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
有価証券	609,024	590,737	18,287
国債	227,128	210,350	16,778
地方債	68,193	72,172	3,979
社債	128,791	108,194	20,597
株式	33,186	35,703	2,517
その他の証券	151,724	164,316	12,592

## (3) 預金

預金は、前連結会計年度末比82億38百万円増加し、1兆7,907億10百万円となりました。

	前連結会計年度末 (百万円)(A)	当連結会計年度末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金残高	1,782,472	1,790,710	8,238
うち個人預金	1,388,845	1,352,574	36,271

## (4) 純資産の部

純資産の部は、親会社株主に帰属する当期純利益の積上げ等により利益剰余金は増加しましたが、その他有価証券評価差額金が減少したことなどから、前連結会計年度末比45百万円減少し1,124億47百万円となりました。

	前連結会計年度末 (百万円)(A)	当連結会計年度末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
純資産の部合計	112,492	112,447	45
資本金	37,461	37,461	
資本剰余金	32,681	32,665	16
利益剰余金	15,016	17,063	2,047
自己株式	1,046	1,023	23
その他有価証券評価差額金	21,185	18,796	2,389
土地再評価差額金	3,861	3,815	46
退職給付に係る調整累計額	929	900	29
新株予約権	106	132	26
非支配株主持分	4,156	4,437	281

## 3. 連結自己資本比率(国内基準)

連結自己資本比率は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に基づき算出しております。

	当連結会計年度末 (百万円)
(1)連結自己資本比率 (2)/(3)	8.46%
(2)連結における自己資本の額	93,675
(3)リスク・アセットの額	1,106,345
(4)連結総所要自己資本額 (3) × 4%	44,253

(ご参考) 前連結会計年度末の自己資本比率

	前連結会計年度末 (百万円)
(1)連結自己資本比率 (2)/(3)	9.38%
(2)連結における自己資本の額	100,210
(3)リスク・アセットの額	1,067,589
(4)連結総所要自己資本額 (3) × 4%	42,703

#### 4. キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金や借入金が増加したことなどから7億78百万円のプラス（前連結会計年度比477億28百万円減少）となりました。

また、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還による収入が取得による支出を上回ったことなどから126億81百万円のプラス（前連結会計年度比226億51百万円増加）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の償還及び配当金の支払いなどから71億4百万円のマイナス（前連結会計年度比47億91百万円減少）となりました。

その結果、現金及び現金同等物の期末残高は、前連結会計年度末に比べ63億54百万円増加し1,269億56百万円となり、手許流動性は十分確保されております。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当行及び連結子会社では、顧客サービス機能の充実、セキュリティの強化及び一層の金融サービスの提供を目指し、店舗の整備と充実、事務合理化のための事務機器の投資も含めて、7億15百万円の設備投資を行いました。

セグメントごとの設備投資については、次のとおりであります。

銀行業においては、津駅西支店の建替等お客様の利便性向上に資する投資を行いました。その結果、当連結会計年度における設備投資額は5億98百万円となりました。

リース業の設備投資額は、リース資産の購入を中心に1億15百万円となりました。

その他の設備投資額は、事務機器等の購入・買替えを中心に1百万円となりました。

なお、当連結会計年度において、営業に重要な影響を及ぼすような固定資産の売却撤去はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成29年3月31日現在)

会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
					面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額(百万円)					
当 行	本店他 63か店	三重県	銀行業	店舗	63,653 (9,944)	6,591	2,767	295	296	9,950	940
	東京支店	東京都	銀行業	店舗			4	1	1	7	10
	名古屋 支店他 17か店	愛知県	銀行業	店舗	14,534 (1,397)	4,526	515	74	81	5,198	212
	岐阜支店 他1か店	岐阜県	銀行業	店舗	756	134	16	3	3	158	17
	大阪支店 他5か店	大阪府	銀行業	店舗	5,019	2,753	171	20	19	2,964	64
	和歌山 支店 他4か店	和歌山 県	銀行業	店舗	3,579	608	332	18	13	973	51
	奈良支店 他1か店	奈良県	銀行業	店舗	1,744	443	31	4	7	486	25
	事務センター 他2か所	三重県 松阪市	銀行業	事務セ ンター	6,039 (1,781)	556	724	99	314	1,696	67
	垣鼻社宅他24 か所	三重県 松阪市 他	銀行業	社宅・ 寮	15,408	1,712	539	0		2,252	
	その他施設	三重県 松阪市 他	銀行業		9,160 (1,414)	125				125	

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	土地	建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)	
						面積(m <sup>2</sup> )						帳簿価額(百万円)
連結子 会社	三重リース株式会 社		三重県 松阪市	リース 業	事務所	901	189	57	1,063	2	1,312	18
	三銀ビジネス・ サービス株式会 社		三重県 松阪市	その他	事務所				0	30	31	36
	三銀コンピュー ターサービス株式 会社		三重県 松阪市	その他	事務所				0		0	11
	三銀不動産調査株 式会社		三重県 松阪市	その他	事務所			0	1		2	6
	三重総合信用株式 会社		三重県 松阪市	その他	事務所	529	41	37	0	8	88	8
	第三カードサービ ス株式会社		三重県 松阪市	その他	事務所			1	0		1	8

- (注) 1. 当行の主要な設備の太宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。  
2. 土地の面積欄の( )内は、借地の面積(内書き)であり、その年間賃借料は建物も含め130百万円でありま  
す。  
3. 動産は、事務機械1,149百万円、その他436百万円であります。  
4. 当行の店舗外現金自動設備124か所は、上記に含めて記載しております。  
5. 上記には、連結会社以外に貸与している土地、建物が含まれており、その年間賃貸料は土地16百万円、建物  
25百万円であります。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中的重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

#### (1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
当行	本店他	三重県 松阪市他		銀行業	事務機器等	536		自己資金	平成29年4月	平成29年9月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

#### (2) 売却

重要な設備の売却の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
A種優先株式	70,000,000
計	70,000,000

(注) 平成28年6月24日開催の第107期定時株主総会決議、普通株主およびA種優先株主に係る各種類株主総会決議により、平成28年10月1日付で普通株式およびA種優先株式の単元株式数を、いずれも1,000株から100株に変更する定款変更を行いました。これにより、普通株式およびA種優先株式の単元株式数を10株につき1株の割合で株式併合を実施し、普通株式およびA種優先株式の発行可能株式総数は、いずれも630,000,000株減少し、70,000,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成29年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,435,800	同左	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。(注)5
A種優先株式 (注)1	6,000,000	同左	非上場	(注)2,3,4,5
計	24,435,800			

(注)1 . A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8号に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

#### 2 . 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるA種優先株式の特質につきましては、当行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動し、その修正基準・頻度および行使価額の下限を定めているほか、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲でA種優先株式の全部または一部を取得することができる旨を定め、加えて取得を請求し得べき期間内において取得請求のなかった全ての優先株式を一斉取得する旨を定めており、これらの詳細については以下(注)4に記載のとおりであります。

なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項及び当行の株券の売買に関する事項について、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

#### 3 . A種優先株式は、定款の定めに基づき、以下(注)4に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。

#### 4 . 単元株式数は100株であり、議決権はありません。また、A種優先株式の内容は下記のとおりであり、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

#### 5 . 平成28年6月24日開催の第107期定時株主総会決議、普通株主およびA種優先株主に係る各種類株主総会決議により、平成28年10月1日付で普通株式およびA種優先株式の単元株式数を、いずれも1,000株から100株に変更する定款変更を行いました。これにより、普通株式およびA種優先株式の単元株式数を10株につき1株の割合で株式併合を実施し、普通株式は165,922,200株減少し18,435,800株となり、A種優先株式は54,000,000株減少し6,000,000株となりました。

## (1) A種優先配当金

当行は、定款第40条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記(2)に定める配当率（以下「A種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「A種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

## (2) A種優先配当率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当率

A種優先配当率 = 初年度A種優先配当金 ÷ A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当率決定日として算出する。）に1.00%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年3月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当率

A種優先配当率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 1.00%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「A種優先配当率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当率は8%とする。

## (3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

## (4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当行は、定款第41条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産

残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記に定める取得を請求することのできる期間中、当行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、下記に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

取得を請求することのできる期間

平成24年10月1日から平成36年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

## 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

## 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

## 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

## 下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の5連続取引日（ただし、終値のない日を除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記による調整を受ける。）。

## 取得価額の調整

イ. A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価（下記八.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記ニ.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ.(iv)において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）  
調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。  
上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.または下記ロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合  
調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。  
なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。  
(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合  
調整係数は1とする。  
(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合  
調整係数は1とする。  
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。  
(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われていない場合  
調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。
- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合  
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。  
ただし、当該取得条項付株式等について既上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合  
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

- 八. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本 に準じて調整する。
- (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。
- 二. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記八.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

#### 合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（下記(10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

#### 取得請求受付場所

名古屋市中区栄三丁目15番33号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

#### 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

#### (9)金銭を対価とする取得条項

##### 金銭を対価とする取得条項

当行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかるA種優先株式を取得すると引換えに、下記 に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

#### 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本においては、上記(6)に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

#### (10) 普通株式を対価とする取得条項

##### 普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

##### 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

#### (11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

##### 分割または併合

当行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

##### 株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

## (2) 【新株予約権等の状況】

平成24年6月22日開催の取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,202個(注1)	1,202個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	12,020株(注2,5)	12,020株(注2,5)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月9日～ 平成54年8月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,320円 資本組入額 660円(注5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)

平成25年6月21日開催の取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,525個(注1)	1,525個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	15,250株(注2,5)	15,250株(注2,5)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月9日～ 平成55年8月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,440円 資本組入額 720円(注5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)

## 平成26年6月20日開催の取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,515個(注1)	1,515個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	15,150株(注2,5)	15,150株(注2,5)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月9日～ 平成56年8月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,590円 資本組入額 795円(注5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)

## 平成27年6月24日開催の取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	1,702個(注1)	1,702個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	17,020株(注2,5)	17,020株(注2,5)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成27年8月11日～ 平成57年8月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,890円 資本組入額 945円(注5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)

平成28年6月24日開催の取締役会において決議されたもの

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数	2,253個(注1)	2,253個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	22,530株(注2,5)	22,530株(注2,5)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成28年8月9日～ 平成58年8月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,710円 資本組入額 855円(注5)	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	(注4)

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 10株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注2)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

5. 平成28年10月1日付で普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、新株予約権の目的となる株式の数と新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債

120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）（平成26年1月29日発行）		
	事業年度末現在 （平成29年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成29年5月31日）
新株予約権の数	6,989個	6,989個
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	3,392,718株（注1, 8）	3,392,718株（注1, 8）
新株予約権の行使時の払込金額	2,060円（注2, 3, 8）	2,060円（注2, 3, 8）
新株予約権の行使期間	平成26年3月3日～ 平成31年4月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	（注4）	（注4）
新株予約権の行使の条件	（注5）	（注5）
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	（注6）	（注6）
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注7）	（注7）
新株予約権付社債の残高	6,989百万円（注8）	6,989百万円（注8）

（注）1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、その行使請求により当行が交付する当行普通株式の数は、行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を当該行使請求の効力発生日に適用のある転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

(1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初2,060円とする。なお、「転換価額」とは、各本新株予約権の行使により交付する当行普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をいう（ただし、下記7.「当行が組織再編成行為を伴う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額をさす。）

ただし、転換価額は本欄第3項に定めるところにより調整されることがある。

3. 転換価額の調整

(1) 当行は、本新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により当行普通株式数に変更を生ずる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

新株発行等による転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(イ) 時価（本項第(3)号 に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当行普通株式を引き受ける者を募集する場合。

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の末日とする。以下本項において同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 当行普通株式の株式分割又は当行普通株式の無償割当てをする場合。

調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当ての場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当行普通株式の無償割当てについて、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ) 時価を下回る価額をもって当行普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）又は時価を下回る価額をもって当行普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得請求権付株式等」という。）を発行する場合。

調整後の転換価額は、当該取得請求権、取得条項又は新株予約権の全てが当初の条件で行使又は適用されたものとみなして算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、当該基準日の翌日以降これを適用する。

(二) 上記(イ)乃至(ハ)にかかわらず、当行普通株式の株主に対して当行普通株式又は取得請求権付株式等を割り当てる場合、当該割当てに係る基準日が当行の株主総会、取締役会その他の機関により当該割当てが承認される日より前の日であるときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。ただし、この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権付社債の新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当該承認があった日より後に当行普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 当行は、本新株予約権付社債の発行後、本号 に定める特別配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株あたり特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株あたり特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株あたり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

「特別配当」とは、下記のいずれかの各事業年度内に到来する各基準日に係る当行普通株式1株あたりの剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限り、会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。）の額に当該基準日時点における各社債の金額（金100万円）あたりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が基準配当金（基準配当金は、各社債の金額（金100万円）を転換価額等決定日に確定する転換価額で除して得られる数値（小数第1位まで算出し、小数第1位を切り捨てる。）に5を乗じた金額とする。）に当該事業年度に係る下記に定める比率（当行が当行の事業年度を変更した場合には合理的に修正されるものとする。）を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。

平成26年3月31日に終了する事業年度	1.20
平成27年3月31日に終了する事業年度	1.44
平成28年3月31日に終了する事業年度	1.73
平成29年3月31日に終了する事業年度	2.07
平成30年3月31日に終了する事業年度	2.49
平成31年3月31日に終了する事業年度	2.99

特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(3) 転換価額の調整については、以下の規定を適用する。

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限り、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用するものとする。

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する「時価」は、(イ)新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後の転換価額を適用する日(ただし、本項第(1)号(二)の場合は当該基準日)、(ロ)特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日、に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

新株発行等による転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当行普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は当該基準日又はかかる基準日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の応当日(応当日がない場合には当該日の前月末日とする。)における当行の発行済普通株式数から、当該日における当行の有する当行普通株式の数を控除し、当該転換価額の調整前に本項第(1)号又は第(4)号に基づき交付株式数とみなされた当行普通株式のうち未だ交付されていない当行普通株式の数を加えた数とする。また、当行普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当行の有する当行普通株式に割り当てられる当行普通株式の数含まないものとする。

(4) 本項第(1)号乃至第(3)号により転換価額の調整を行う場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、社債管理者と協議のうえ必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、資本金若しくは準備金の額の減少、合併(合併により当行が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。

本号のほか、当行の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

当行普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当が、経済的に特別配当に相当するために転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生する等、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5) 本項第(1)号乃至第(4)号により転換価額の調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要事項を社債管理者に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要事項を公告する。ただし、本項第(1)号(二)の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

#### 4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当行普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る本新株予約権が付された本社債の金額の合計額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に定める本新株予約権の行使請求により当行が交付する当行普通株式の数で除して得られる金額となる。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 当行が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部については、行使することができない。

6. 各本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

7. 当行が組織再編行為を行う場合の承継会社等による本新株予約権付社債の承継

1 当行は、当行が組織再編行為を行う場合（ただし、承継会社等の普通株式が当行の株主に交付される場合に限る。）は、本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、本欄第2項に定める内容の承継会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）を交付するものとする。この場合、当該組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され（承継会社等に承継された本社債を以下「承継社債」という。）、承継新株予約権は承継社債に付された新株予約権となり、本新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

2 承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。

(1) 承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法

行使請求に係る承継新株予約権が付された承継社債の金額の合計額を本項第(4)号に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 承継新株予約権が付された承継社債の転換価額

承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権が付された承継社債の転換価額は、(注)3に準じた調整を行う。

(5) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権が付された承継社債を出資するものとし、当該承継社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。

(6) 承継新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日（当行が行使請求を停止する期間を定めた場合には、当該組織再編行為の効力発生日又は当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日）から上記「新株予約権の行使期間」に定める本新株予約権の行使請求期間の末日までとする。

(7) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) その他の承継新株予約権の行使の条件

当行が承継社債を買入れ、承継社債を消却した場合には、当該承継社債に係る承継新株予約権を行使することはできない。各承継新株予約権の一部については、行使することができない。

(9) 承継新株予約権の取得事由

取得事由は定めない。

8. 平成28年10月1日付で普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株につき1株の割合で株式併合を実施したことに伴い、新株予約権の行使時の払込金額および新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。社債の残高につきましては、調整後の転換価額（2,060円）で除して得られた最大整数で表示しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

A種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成29年1月1日から 平成29年3月31日まで)	第108期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)		
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)		
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)		
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)		
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年8月31日(注)1		184,358		22,461	17,761	
平成21年9月30日(注)2	60,000	244,358	15,000	37,461	15,000	15,000
平成28年10月1日(注)3	219,922	24,435		37,461		15,000

(注)1. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。

2. 第三者割当(A種優先株式)

発行株数 60,000千株

発行価格 500円

資本組入額 250円

割当先 株式会社整理回収機構

3. 平成28年10月1日付で普通株式及びA種優先株式について、10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。普通株式の発行済株式総数は165,922千株減少し18,435千株となり、A種優先株式の発行済株式総数は54,000千株減少し6,000千株となっております。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計		
					個人以外	個人				
普通株式	株主数(人)		57	28	918	89	1	6,872	7,965	
	所有株式数(単元)		89,146	2,729	38,327	10,590	4	42,846	183,642	71,600
	所有株式数の割合(%)		48.54	1.49	20.87	5.77	0.00	23.33	100	
A種優先株式	株主数(人)		1						1	
	所有株式数(単元)		60,000						60,000	
	所有株式数の割合(%)		100						100	

(注) 1. 自己株式285,762株は、「個人その他」に2,857単元、「単元未満株式の状況」に62株含まれております。  
2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	6,000	24.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	2,149	8.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	1,103	4.51
第三銀行職員持株会	三重県松阪市京町510番地	771	3.15
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	636	2.60
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	499	2.04
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	375	1.53
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	307	1.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	268	1.09
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	260	1.06
計		12,371	50.63

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 2,149千株  
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 1,103千株  
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) 307千株  
 日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口) 268千株

2. 当行は、自己株式285千株を所有しており、発行済株式総数に対する当該自己株式数の割合は1.16%であります。

所有議決権数別

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	21,498	11.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	11,035	6.10
第三銀行職員持株会	三重県松阪市京町510番地	7,711	4.26
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	6,369	3.52
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	4,998	2.76
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	3,753	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	3,070	1.69
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	2,682	1.48
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	2,600	1.43
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,499	1.38
計		66,215	36.62

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る議決権数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	21,498個
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	11,035個
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,070個
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,682個

2. 上記 所有株式数別に記載している株式会社整理回収機構所有のA種優先株式は、議決権を有しております。なお、A種優先株式の所有者は、下記のとおりであります。また、A種優先株式の内容については、「1. 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

A種優先株式

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
株式会社 整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	6,000	
計		6,000	

(注) 平成28年10月1日付で普通株式及びA種優先株式について、10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 6,000,000		(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 285,700		権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,078,500	180,785	同上
単元未満株式	普通株式 71,600		同上
発行済株式総数	24,435,800		
総株主の議決権		180,785	

(注) 1. A種優先株式の内容は、「1. 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

2. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。

また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が1個含まれております。

3. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式が62株含まれております。
4. 平成28年6月24日開催の第107期定時株主総会決議、普通株主およびA種優先株主に係る各種類株主総会決議により、平成28年10月1日付で普通株式およびA種優先株式の単元株式を、いずれも1,000株から100株に変更する定款変更を行いました。これにより、普通株式およびA種優先株式の単元株式数を10株につき1株の割合で株式併合を実施し、普通株式は165,922,200株減少し18,435,800株となり、A種優先株式は54,000,000株減少し6,000,000株となりました。

【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社第三銀行	三重県松阪市京町510番地	285,700		285,700	1.16
計		285,700		285,700	1.16

(注) 平成28年6月24日開催の第107期定時株主総会決議、普通株主およびA種優先株主に係る各種類株主総会決議により、平成28年10月1日付で普通株式およびA種優先株式の単元株式を、いずれも1,000株から100株に変更する定款変更を行いました。これにより、普通株式およびA種優先株式の単元株式数を10株につき1株の割合で株式併合を実施し、普通株式は165,922,200株減少し18,435,800株となり、A種優先株式は54,000,000株減少し6,000,000株となりました。

## (9) 【ストックオプション制度の内容】

当行は、株式報酬型ストックオプション制度を採用しております。その制度内容は、以下のとおりであります。

平成24年6月22日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	平成24年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役9名、執行役員5名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成25年6月21日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	平成25年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役9名、執行役員6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成26年6月20日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	平成26年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く)9名、執行役員7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成27年6月24日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	平成27年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(監査等委員である取締役を除く)9名、執行役員8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成28年6月24日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	平成28年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）9名、 執行役員8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成29年6月23日開催の取締役会において決議されたもの

決議年月日	平成29年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）9名、 執行役員9名
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
株式の数	21,570株 [募集事項]（4）に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの 金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とし ます。
新株予約権の行使期間	[募集事項]（8）に記載しております。
新株予約権の行使の条件	[募集事項]（11）に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	[募集事項]（10）に記載しております。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	[募集事項]（13）に記載しております。

決議された新株予約権の募集要項については次のとおりであります。

[募集事項]

(1) 新株予約権の名称

株式会社第三銀行 第6回株式報酬型新株予約権

(2) 新株予約権の割り当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く） 9名 1,635個

当行の執行役員 9名 522個

(3) 新株予約権の総数 2,157個

上記の総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当行普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は10株とする。

なお、新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において「ブラック・ショールズ・モデル」により算定される公正な評価額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて当行に対する報酬債権と相殺するものとする。

(6) 新株予約権の割当日

平成29年8月9日

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数の総数を乗じた金額とする。

(8) 新株予約権を行使することができる期間

平成29年8月10日から平成59年8月9日までとする。

ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。

(11) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。

(12) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、前記(11)の定めまたは新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約、当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画または当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案が当行の株主総会(株主総会が不要な場合は当行の取締役会)において承認された場合は、当行は当行の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

(13) 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(4)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記(8)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれが遅い日から、前記(8)に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記(9)に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得に関する事項

前記(12)に準じて決定する。

(14) 1株に満たない端数の処理

新株予約権者が新株予約権を行使した場合に新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

(15) 新株予約証券の不発行

当行は新株予約権に係る新株予約証券を発行しない。

(16) 新株予約権の行使に際して出資される財産の払込取扱場所

三重県松阪市京町510番地

株式会社第三銀行 本店営業部

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号及び会社法第155条第9号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

株式併合により生じた端数株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成28年11月9日)での決議状況 (取得日 平成28年11月9日)	608	978,880
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	608	978,880
残存決議株式の総数及び価額の総額		
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		

(注) 1. 平成28年11月9日を買取日とし、買取日の東京証券取引所における終値を買取価格としております。

2. 上記株式数及び価格の総額には、自己名義株式の株式併合に係る端数分が含まれております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	11,676	4,979,505
当期間における取得自己株式	177	299,430

(注) 1. 「当期間における取得自己株式」には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含まれておりません。

2. 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しました。当事業年度における取得自己株式のうち、株式併合前の単元未満株式の買取りによる自己株式は9,763株、株式併合後の同株式は1,913株であります。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(ストック・オプション権利行使)	77,500	27,900,000		
その他(株式併合による減少)	2,554,656			
保有自己株式数	285,762		285,939	

(注) 1. 当期間の「保有自己株式数」には、平成29年6月1日から有価証券報告書提出日までの買取による株式数は含まれておりません。

2. 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。

### 3 【配当政策】

当行は、銀行業という公共性に鑑み、内部留保の充実による自己資本の向上と長期安定的な経営基盤の拡充、ならびに安定的な配当の継続を図ることを基本方針としております。内部留保金につきましては、IT投資によるお客様へのサービス向上ならびに経営基盤の拡充や経営体質の強化のため有効利用してまいりたいと考えております。

この方針に沿い、当期の普通株式の配当につきましては、安定的な配当の継続を第一義として1株当たり50円とさせていただきます。また、A種優先株式につきましては、定款及び発行要項の定めに従った配当をいたしました。

なお、次期の普通株式の配当につきましては、基本方針に沿い、年間配当金を1株当たり50円とさせていただきます予定です。

今後も、安定的な配当の継続を第一義として引き続き財務体質の強化に努め、かつ、銀行の社会的使命を全うしながら、株主各位のご期待に添うよう努めてまいります。

また、配当の回数につきましては、期末配当に一本化し、年1回の配当とさせていただきます方針としております。

当行は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、配当の決定機関につきましては、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	907	50.00
	A種優先株式	355	59.20

(注) 1株当たりの配当額は、株式併合後の配当額となります。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

##### 普通株式

回次	第104期	第105期	第106期	第107期	第108期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	196	189	213	205	1,910 (183)
最低(円)	132	144	163	133	1,610 (140)

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2. 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、第108期の株価については当該株式併合後の最高・最低株価を記載し、( )内に当該株式併合前の最高・最低株価を記載しております。

##### A種優先株式

A種優先株式は、非上場であるため該当事項はありません。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

##### 普通株式

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	1,810	1,864	1,895	1,910	1,772	1,771
最低(円)	1,651	1,610	1,771	1,720	1,706	1,661

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

##### A種優先株式

A種優先株式は、非上場であるため該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性13名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長 (代表取締役)		谷川 憲三	昭和17年12月13日生	昭和40年4月 大蔵省入省 59年6月 国際金融局企画課長 60年6月 近畿財務局総務部長 平成元年7月 青森県副知事 4年6月 関東財務局長 5年7月 公営企業金融公庫理事 9年3月 当行顧問 9年6月 専務取締役 12年6月 取締役副頭取 13年6月 取締役頭取 20年6月 取締役会長 24年5月 取締役会長兼頭取 24年6月 取締役会長(現職)	平成29年6月 から1年	普通株式 12,600
取締役頭取 兼執行役員 (代表取締役)		岩間 弘	昭和29年9月13日生	昭和52年4月 当行入行 平成10年1月 石薬師支店長 12年6月 亀山支店長 13年6月 営業本部営業統括部営業 企画グループ長 15年6月 総合企画部長 16年6月 執行役員総合企画部長 19年6月 取締役兼執行役員総合企 画部長 22年6月 常務取締役兼執行役員 24年6月 取締役頭取兼執行役員 (現職)	平成29年6月 から1年	普通株式 11,300
常務取締役 兼執行役員		井口 篤	昭和30年11月8日生	昭和53年4月 当行入行 平成15年6月 総合企画部次長 17年6月 リスク管理部長 20年6月 営業本部営業企画部長 21年6月 執行役員営業本部営業企 画部長 22年6月 執行役員総合企画部長 24年6月 取締役兼執行役員総合企 画部長 25年6月 常務取締役兼執行役員 (現職)	平成29年6月 から1年	普通株式 7,500
常務取締役 兼執行役員	融資本部長	藤田 隆弘	昭和32年9月14日生	昭和55年4月 当行入行 平成10年1月 戸田支店長 13年10月 平田駅前支店長 19年6月 営業本部営業企画部長 20年6月 営業本部法人推進部長 21年8月 システム企画部長 22年6月 執行役員システム企画部 長 24年6月 取締役兼執行役員システ ム企画部長 26年6月 取締役兼執行役員事務統 括部長 27年6月 常務取締役兼執行役員融 資本部長(現職)	平成29年6月 から1年	普通株式 7,500

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務取締役 兼執行役員	営業本部長	浅野 章	昭和33年 1月25日生	昭和55年 4月 当行入行 平成10年 1月 榎原支店長 19年 6月 桑名支店長 21年 8月 名古屋支店長 23年 6月 営業本部法人推進部長 24年 6月 執行役員審査部長 25年 6月 執行役員営業本部副本部長 26年 6月 取締役兼執行役員営業本部副本部長 26年 8月 取締役兼執行役員営業本部地区営業部長兼本店営業部長 28年 6月 常務取締役兼執行役員営業本部長(現職)	平成29年 6月 から 1年	普通株式 3,000
取締役 兼執行役員	営業本部地区 営業部長 兼 本店営業部 長	北村 晶	昭和32年 1月24日生	昭和54年 4月 当行入行 平成11年 1月 榎田支店長 13年 6月 久居支店長 18年 4月 営業本部営業統括グループ長 20年 6月 リスク管理部長 25年11月 営業本部法人推進部長 26年 6月 取締役監査部長 28年 6月 取締役兼執行役員営業本部地区営業部長兼本店営業部長(現職)	平成29年 6月 から 1年	普通株式 6,200
取締役	監査部長	坂本 康隆	昭和34年 4月23日生	昭和57年 4月 当行入行 平成13年10月 千里支店長 21年 8月 桑名支店長 25年 1月 経営戦略プロジェクトリーダー(部長待遇) 25年 6月 執行役員経営戦略プロジェクトリーダー 26年 8月 執行役員営業本部副本部長 27年 6月 取締役兼執行役員事務統括部長 28年 6月 取締役監査部長(現職)	平成29年 6月 から 1年	普通株式 4,600
取締役 兼執行役員	営業本部 副本部長兼 営業推進部 長	山川 憲一	昭和35年10月11日生	昭和58年 4月 当行入行 平成13年10月 伊勢長島支店長 22年 6月 四日市支店長 24年 6月 営業本部営業企画部長 25年 6月 執行役員営業本部営業企画部長 26年 6月 執行役員営業本部営業推進部長 27年 6月 執行役員営業本部地区営業部長 28年 6月 取締役兼執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長 28年10月 取締役兼執行役員営業本部副本部長 29年 6月 取締役兼執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長(現職)	平成29年 6月 から 1年	普通株式 4,300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 兼執行役員	総合企画部 長	川 瀬 和 也	昭和41年3月20日生	昭和63年4月 当行入行 平成16年10月 中央通支店長 26年6月 総合企画部長 27年6月 執行役員総合企画部長 29年6月 取締役兼執行役員総合企画部長(現職)	平成29年6月 から1年	普通株式 3,000
取締役 (監査等委員) (常勤)		濱 岡 正 己	昭和30年6月2日生	昭和54年4月 日本銀行入行 平成9年4月 同行 文書局運営課長 10年1月 同行 国際局国際収支課長 13年7月 同行 文書局厚生課長 16年12月 同行 考査局企画役 17年7月 同行 金融機構局企画役 18年8月 同行 盛岡事務所長 22年5月 預金保険機構(総務部審理役)に出向 23年4月 同行 総務人事局付 23年6月 当行常勤監査役(社外監査役) 27年6月 当行取締役(監査等委員)(現職)	平成29年6月 から2年	普通株式 2,100
取締役 (監査等委員)		中 村 和 弘	昭和31年11月5日生	昭和50年4月 当行入行 平成12年6月 御浜支店長 17年6月 堀田支店長 26年6月 融資本部審査部長 27年6月 三銀ビジネス・サービス株式会社代表取締役社長 29年6月 当行取締役(監査等委員)(現職)	平成29年6月 から2年	普通株式 4,400
取締役 (監査等委員)		中 川 昇	昭和25年2月5日生	昭和49年4月 松阪市役所入所 平成10年6月 市民生活部環境課長 17年4月 嬉野振興局長 20年3月 松阪市副市長(平成25年3月退任) 26年6月 当行監査役(社外監査役) 27年6月 当行取締役(監査等委員)(現職)	平成29年6月 から2年	普通株式 600
取締役 (監査等委員)		野 呂 昭 彦	昭和21年8月28日生	昭和58年12月 衆議院議員(平成8年9月まで、連続4期) 平成2年2月 厚生政務次官 12年5月 松阪市長(平成15年2月退任) 15年4月 三重県知事(平成23年4月退任) 29年6月 当行取締役(監査等委員)(現職)	平成29年6月 から2年	普通株式 -
計						普通株式 67,100

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 濱岡正己、中川昇及び野呂昭彦は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当行は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会の体制は、次のとおりであります。  
委員長 濱岡正己、委員 中村和弘、委員 中川 昇、委員 野呂昭彦
3. 当行は、平成14年6月27日より執行役員制度を導入しております。執行役員は16名であり、上記記載の執行役員を兼務する取締役7名以外に里村恭、浦川智可、柴田尚郎、達中敏治、大畑隆、京戸裕司、梅田尚稔、青木利公、吉田真也の9名が選任されております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制の概要等

##### イ．会社の機関の内容

当行は、平成27年6月24日開催の第106期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。これにより取締役の職務の執行に対する監査・監督機能の強化を図るとともに、権限委譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率性の向上を図っております。

なお、当行の経営意思決定、監督に係る主な経営管理組織は、以下のとおりです。

##### ・取締役会

取締役会は、取締役13名（うち監査等委員4名）で構成され、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」を定め、これに基づき取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

##### ・監査等委員会

監査等委員会は、取締役4名（うち社外取締役3名）で構成され、月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

また、監査等委員会は、内部統制システムを通じて、取締役の職務執行や連結子会社の監査及び監査報告の作成を行うほか、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容の決定等を行っております。

加えて、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員（社外取締役）を選定しており、当該常勤監査等委員が常務会など重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集や監査等委員会での情報共有を図っております。

なお、常勤監査等委員の濱岡正己氏は、日本銀行出身者として豊富な経験と財務・会計に関する適切な知見を有しております。

##### ・常務会

取締役会の下に、本店に常勤する常務取締役以上の取締役全員を構成員とする常務会を設置しております。常務会は、取締役会の委任に基づき、取締役会で決議された基本方針に基づいて、業務執行に関する重要事項を協議決定しております。常勤の監査等委員である取締役（社外取締役）は、常務会に出席して意見を述べるができることとしており、業務全般に関し、有効・適切な監査が行われるよう配慮しております。常務会は、原則毎週1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。

##### ・指名諮問委員会及び報酬諮問委員会

社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することにより、取締役候補者の選定や取締役の報酬等に関する取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」という2つの任意の委員会を設置しております。なお、両委員会とも構成員は取締役4名（うち2名は社外取締役）であります。

##### 指名諮問委員会

株主総会に提出する取締役候補者の選任及び解任に関する事項、並びに取締役会に提出する代表取締役及び役付取締役の選定及び解職に関する事項を協議します。

##### 報酬諮問委員会

取締役の報酬等に関する事項を協議します。

##### ・その他委員会

リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、顧客保護等管理委員会、金融円滑化推進委員会など、適切な業務を遂行する上で必要な特定事項に関しましては、組織横断的な各種委員会を設置し、協議、決定しております。

・会計監査人

当行は会計監査人として新日本有限責任監査法人を起用しておりますが、同監査法人及び当行監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当行の間には特別な利害関係はありません。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については以下の通りです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 : 大村 真敏

指定有限責任社員 業務執行社員 : 石川 琢也

指定有限責任社員 業務執行社員 : 伊藤 智章

なお、継続監査年数については、7年以内である為、記載を省略しております。

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名 その他 9名

ロ．企業統治の体制を採用する理由

取締役会は、全ての取締役で組織し、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の業務の執行を監督しております。なお、当行は平成27年6月24日に開催された第106期定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行しております。監査等委員は、議決権を有する取締役として取締役会に出席するほか、取締役会の委任に基づき、業務執行に関する重要事項を協議決定する常務会においても、常勤の監査等委員である取締役（社外取締役）が出席し、意見を述べる事ができるものとしております。

さらに、常務会で協議した重要な事項について、その経過及び結果を取締役会へ報告しております。

また、監査等委員会は、監査等委員である取締役4名のうち3名が一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、客観的かつ中立的な立場から経営全般の監査・監督ができると判断される社外取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行の監査を実施しております。

監査等委員会は原則毎月1回開催し、監査部からの監査報告のほか、業務執行状況の報告を各部署に直接求めるなど、監査・監督機能の実効性の確保に努めており、当行の企業規模からみて、経営に対する監視機能を発揮する態勢が整っていると判断しております。

ハ．内部統制システムの整備の状況

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の体制を整備することで業務の適正を確保します。

(イ) 当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. コンプライアンス態勢の基本方針として、取締役会で「経営理念」、「行動指針」、「企業倫理」を定めるとともに、報告体制等のコンプライアンス関連規定及び具体的な法令等の解説を明記した「コンプライアンス・マニュアル」を取締役及び使用人全員に配布し、コンプライアンス意識の向上を図る。

b. 取締役は、「取締役コンプライアンス規程」に基づき、自らがコンプライアンスに誠実かつ率先垂範して取り組む。

c. 取締役会は、コンプライアンス改善のための具体的計画及びコンプライアンス研修計画を定めた「コンプライアンス・プログラム」を1年ごとに策定するとともに、その実施状況のモニタリングを行う。

d. コンプライアンス態勢の協議機関としてコンプライアンス委員会を設置し、法令等の厳格な遵守の実践状況を検証し、当行の社会的な責任と公共的使命にかんがみ長期間にわたり、清廉で透明性の高い経営を確保する。

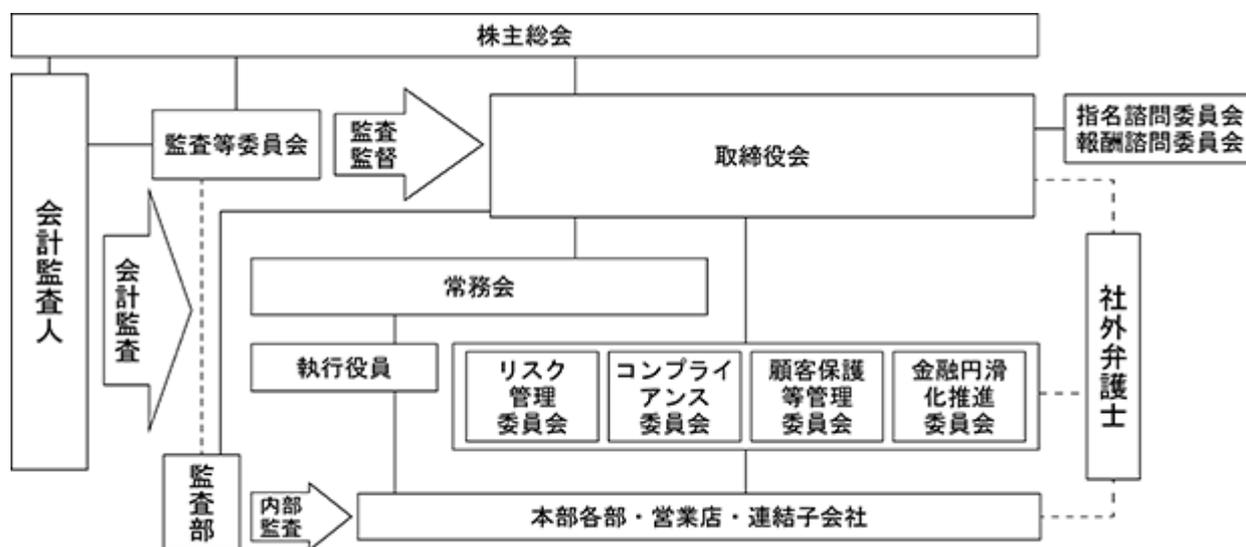
e. コンプライアンスに関する統括部署をコンプライアンス統括部と定めるとともに、各部、室及び営業店にコンプライアンス責任者とコンプライアンス担当者を置く。コンプライアンス統括部は、コンプライアンスに関する情報を一元的に管理し、コンプライアンス体制の整備及び維持・改善を図る。

f. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、コンプライアンス統括部を直接の情報受領者とする社内通報制度（コンプライアンスホットライン）を整備する。

g. 内部監査部門として監査部を設置する。監査部は取締役会で策定した「内部監査規程」に基づき、執行部門から独立した内部監査部門として、当行の業務全般に亘り内部管理態勢等が適切に構築され、有効に機能し経営全般の健全性が確保されているかどうかを検証し、取締役会及び監査等委員会に報告するとともに改善方法の提言等を行う。

- h. 反社会的勢力に対しては、「企業倫理」に断固として対決する方針を定めるとともに、「反社会的勢力への対応規程」及び「反社会的勢力との取引に関する要領」を定める。また、統括部署をコンプライアンス統括部と定め、反社会的勢力に関する事項を一元的に統括・管理するとともに、営業店、本部及び外部専門機関との連携を強化し、反社会的勢力との関係を遮断する。
- (ロ) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役会議事録など取締役の執行に係る情報については、「文書規程」に基づき、取締役が常時閲覧できるよう適切に保存及び管理を行う。
  - 情報の管理については「セキュリティーポリシー」を制定し重要情報の管理に関する安全対策の基本方針を定めるとともに、個人情報の管理について「個人情報等管理規程」のほか、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を定め、情報資産を適切に管理・保護する。
- (ハ) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 「リスク・マネージメント・トータル・プラン」に、各種リスクの管理についての基本方針、管理規定及び管理担当部署を定め、これらのリスクの総合的管理を行うための部署としてリスク統括部を設置し、適切に管理する。
  - リスク統括部は、各リスク管理担当部署からの報告を取りまとめるとともに、問題点及び課題を抽出し、リスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は各リスクの現状を把握し、その対応策を総合的に協議した上で決定する。
  - 監査部は、半期ごとに被監査部門等におけるリスクの種類、程度に配慮した監査方針、重点項目等を定めた内部監査計画を立案し、監査等委員会に報告したうえで取締役会の承認を得る。
  - 災害等の不測の事態が発生した場合に備えて、「非常事態対策規程」及び「事業継続計画」等を策定し、これに基づき定期的な訓練を行う。
- (ニ) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため「取締役会規程」を定め、これに基づき取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - 取締役会で決議された基本方針に基づき、具体的執行方針を定め、また業務執行に関する重要事項を決定するため、本店に常勤する常務取締役以上の取締役全員で常務会を組織する。
  - 「行務分掌規程」及び「職務権限規程」を定めるとともに、重要な課題に対してはリスク管理委員会、コンプライアンス委員会などの組織横断的な各種委員会を設置し、業務の効率性の確保に努める。
  - 取締役会は、必要に応じて業務執行の責任者として執行役員を選任する。  
執行役員は「執行役員規程」に基づき、誠実にその職務を執行する。
- (ホ) 当行並びに連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 連結子会社各社は、取締役会と監査役を置き、連結子会社における業務の適正を確保する。
  - 連結子会社各社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」を定め、これに基づき取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
  - 連結子会社各社は、当行のコンプライアンス・マニュアルに準じ、それぞれコンプライアンスに関する基本方針を定め、適正に業務を執行する。
  - 総合企画部内に関連事業課を設置し、連結子会社の業務状況の管理及び当行各部門との調整等を行う。特に重要な経営上の事案については、「関連会社管理規程」に基づき、各社から報告を受けることによって、連結子会社各社を適切に指導・管理する。
  - 監査部は「内部監査規程」に基づき連結子会社の監査を実施し、経営全般の健全性が確保されていることを検証するとともに、当行の取締役会及び監査等委員会にその結果を報告する。
  - 財務報告に係る内部統制の適正な整備及び運用を図り、企業集団における財務報告の信頼性を確保する。
  - 連結子会社各社は、災害等の不測の事態が発生した場合に備えて、「非常事態対策規程」及び「事業継続計画」等を策定し、これに基づき定期的な訓練を行う。
- (ヘ) 当行の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会との協議に基づき監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「監査等委員会補助者」という。）として、当行の使用人から監査等委員会補助者を任命する。

- b. 監査等委員会補助者の任命及び異動、人事考課については、監査等委員会の同意を得る。また、監査等委員会補助者は業務の執行にかかる職務を兼務しない。
- c. 監査等委員会補助者は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従う。
- (ト) 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに連結子会社の役職員が当行の監査等委員会に報告するための体制その他の当行の監査等委員会への報告に関する体制
- a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は法令等に基づき、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
- b. 連結子会社各社の役職員は、連結子会社各社に著しい損害を及ぼす事実を発見した場合は、総合企画部関連事業課を通じて、直ちに監査等委員会に報告する。
- c. 監査等委員は取締役会のほか常務会、リスク管理委員会などの重要な会議に出席し、重要な決定及び業務の執行状況を把握するとともに、必要に応じて意見を述べることができる。
- d. 監査等委員会は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに連結子会社各社の役職員に、業務執行に関する事項について報告を求めることができる。
- e. 当行並びに連結子会社の取締役（執行役員を含む）による法令や定款、規程等違反による不祥事について、社外取締役である監査等委員を直接の情報受領者とする社内通報制度（社外取締役ホットライン）を整備する。
- (チ) 当行の監査等委員会へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 当行及び連結子会社は、監査等委員会へ報告を行った役職員に対して、報告を行ったことを理由として、不利になる取扱いは行わない。
- (リ) 当行の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 当行は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎期、必要額の予算を設ける。
- b. 監査等委員がその職務の執行について、当行に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において検討のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (ヌ) その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査等委員会の監査に関する事項は、監査等委員会で策定する「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に定める。監査等委員が、重要な会議に出席できることを各種の規程等に明記する。
- b. 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、銀行が対処すべき課題、監査等委員会の監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、監査等委員会が、内部監査部門や会計監査人と定期的な会合を持ち、適宜報告を受けるなど連携した監査を実施する体制を確保する。



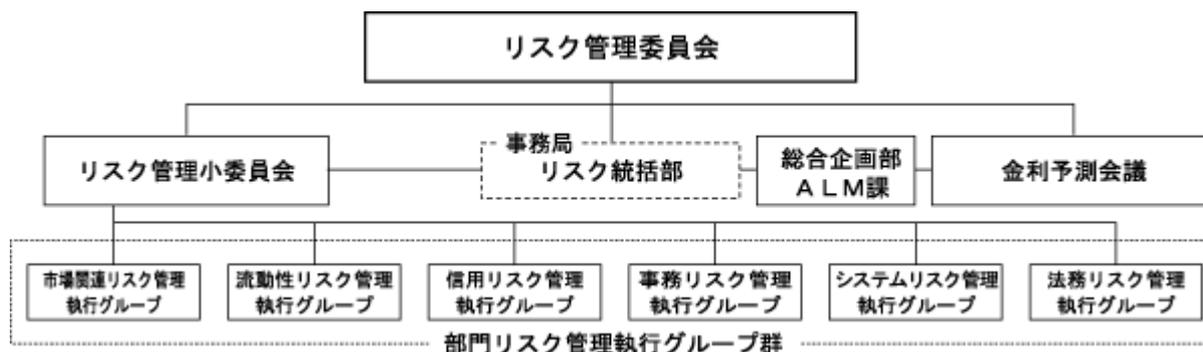
\* 取締役の一部は執行役員を兼務しております。

## 二．リスク管理体制の整備の状況

金融を取り巻く環境の変化に伴い、銀行の各種経営リスクが増大してきております。このような環境に対応するため、当行ではリスク管理統括部署としてリスク統括部を設置し、リスク管理体制の充実・強化を図っております。

取締役会で決議されたリスク管理の基本方針（リスク・マネージメント・トータル・プラン）に、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスク等各種リスクの管理についての基本方針を定め、その方針に従って、課題の抽出、対応策の検討実施等を行っていく体制を整備するなど、リスク管理体制の強化に努めております。

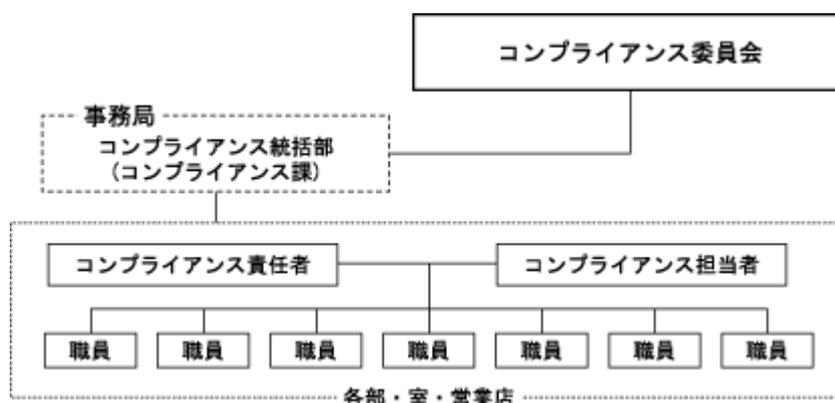
具体的には、リスク管理機関として頭取を委員長とした役付取締役を中心に構成される「リスク管理委員会」と、その下部組織として各関連部長からなる「リスク管理小委員会」を設置し、総合的なリスクの管理を行っております。さらに「リスク管理小委員会」の下部組織として、信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、法務リスクの6つのリスク管理執行グループを設け、リスク管理をより機動的に行える体制をとっております。



当行はコンプライアンスを経営の最重要課題とし、コンプライアンスの実現を目的とする内部統制の構築を取締役会の義務と位置づけております。このため、法令等の厳格な遵守の実践状況を検証し、当行の社会的責任と公共的使命に鑑み、長期間にわたって、清廉で透明性の高い経営を確保していくことを目的として、頭取を委員長として役付取締役及び関連各部の長により構成される「コンプライアンス委員会」を設置しております。

「コンプライアンス委員会」においては、1年ごとに「コンプライアンスプログラム」を策定し取締役会の承認のもと、コンプライアンス実践の具体的な目標を定めています。また、その進捗状況や達成状況をモニタリングして取締役会に報告し、次のコンプライアンスプログラムに反映させることにより常にコンプライアンスの改善・見直しを行っていく体制としております。

さらに、コンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス統括部コンプライアンス課を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っております。



## ホ．責任限定契約の内容の概要

当行は、社外取締役の中川昇氏及び野呂昭彦氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。

## 内部監査及び監査等委員会監査の状況

### イ．内部監査の状況

当行は、行内における監査体制を充実させる為、取締役会の直属組織として監査部を設置し、人員18名（平成29年3月31日現在）により、行内における全般監査を行っております。監査部は、取締役会で策定した「内部監査規程」に基づき、執行部門から独立した内部監査部門として監査を遂行し、当行及び連結子会社の業務全般に亘り法令・規程・就業規則・コンプライアンスマニュアル等の違反がないか、厳格に監視する体制を整えております。監査の結果、不祥事件もしくは不祥事件の疑いがある行為を発見した場合、重要な事項については取締役会に報告しております。

また、半期ごとに被監査部門等におけるリスクの種類、程度に配慮した監査方針、重点項目等の効率的で実効性のある内部監査計画を立案し、取締役会の承認を得ることで、内部監査によるリスクのチェック体制を確保しております。

なお、監査部は、内部監査部門として監査等委員会や内部統制部門と定期的に会合を持ち、情報の交換を行うなど効率的な監査を実施いたします。

### ロ．監査等委員会監査の状況

4名の監査等委員である取締役のうち3名は社外取締役であります。また、監査等委員会事務局に専属のスタッフを配置し、監査等委員会の補佐を行う体制としております。

当行では、監査等委員会監査に関する事項は、監査等委員会で策定する「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に定めるとともに、監査等委員である取締役が、議決権を有する取締役として取締役会に出席するほか、常勤の監査等委員である取締役（社外取締役）は常務会など重要な会議に出席できることを各種の規程等に明記することにより、監査等委員である取締役が経営状況を把握し取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用者から報告を受ける体制を確保しております。

また、監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、銀行が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めます。なお、監査等委員会は内部監査部門、内部統制部門及び会計監査人とも定期的に会合を持ち、また、必要に応じて報告を求めるなど連携を保ち、効率的な監査の実施に努めております。

## 社外取締役

### イ．社外取締役の企業統治において果たす機能および役割

取締役13名のうち社外取締役は3名でいずれも監査等委員であり、豊富な経験と幅広い知見を活かして、客観的な立場から取締役会による意思決定及び業務執行の監督を適切に行うこと、並びに監査等委員会の監査機能の強化に貢献しています。また、社外取締役3名は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

社外取締役は、毎月開催する監査等委員会に出席し、各種情報の伝達や意見交換を行うこととしており、必要がある場合には、随時招集して情報伝達等を行っております。また、監査部及び会計監査人から監査計画及び監査結果について定期的に報告を受け、意見交換を行うとともに、適宜会計監査人による監査に立ち会うなど、連携の強化を図っております。

当行と社外取締役との間には、人的関係、資本的關係等において特別な利害関係はないことから独立した立場から監査を行うことができると考えております。

### ロ．社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針の内容

当行においては、平成27年11月9日に制定した「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の中で独立社外取締役の独立性判断基準を定めており、その内容は以下のとおりであります。

- (イ) 当行または連結子会社の業務執行取締役、執行役員またはその他の使用者（以下、「業務執行者」という。）ではなく、過去においても業務執行者ではなかったこと。
- (ロ) 当行または連結子会社を主要な取引先 1 とする者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者ではなかったこと。

- (八) 当行または連結子会社の主要な取引先である者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間においても業務執行者ではなかったこと。
- (二) 当行の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ。）、または当該主要株主が法人である場合には、当該主要株主またはその親会社、もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人ではないこと。
- (ホ) 当行または連結子会社から、一定額（過去3年平均にて年間1,000万円または平均年間総費用の30%のいずれか大きい額。）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと。
- (ヘ) 当行または連結子会社から取締役および監査役を受け入れている会社またはその親会社、もしくはその子会社の取締役等の役員ではないこと。
- (ト) 現在、当行または連結子会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当行または連結子会社の監査業務を担当したことがないこと。
- (チ) 弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に当行または連結子会社から、過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ておらず、当行または連結子会社を主要な取引先とする法律事務所のアドバイザリー・ファームの社員等ではないこと。
- (リ) 当行または連結子会社の取締役、執行役員、監査役、または部長などの重要な使用人等（以下、「役員に準ずる者」という。）の近親者2ではなく、また、最近5年間において当該取締役、執行役員、監査役または役員に準ずる者であった者の近親者ではないこと、かつ、その近親者が（ロ）、（八）、（二）、（ホ）、（ト）、（チ）と同様の基準に該当しないこと。
- (ヌ) その他、当行の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。
- (ル) 仮に上記（ロ）～（リ）のいずれかの要件を満たさない者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当行の独立取締役としてふさわしいと当行が考える者については、当行は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ当該人物が当行の独立社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当行の独立社外取締役とすることができる。

1 「主要な取引先」：直近の事業年度における年間連結総売上高（当行の場合は年間連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定。

2 「近親者」：配偶者または、二親等以内の親族もしくは、同居の親族。

#### 八．社外取締役の選任状況に関する考え方

当行においては、独立役員として社外取締役3名が選任されております。社外取締役の3名は、金融や行政等の各分野において長年の経験と豊富な知識に基づき、取締役会等で積極的な意見・提言等を行うことができ、また、当行との人的関係、資金的関係等において特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、独立した立場から客観的・中立的な監査を行うことができると考えております。

#### 二．社外取締役による監督・監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当行においては、4名の監査等委員である取締役のうち3名は社外取締役であり、常勤の監査等委員である取締役は社外取締役であります。監査等委員である取締役は、議決権を有する取締役として取締役会に出席するほか、常勤の監査等委員である取締役（社外取締役）が常務会など重要な会議に出席することにより取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行を監査しております。

また、監査等委員である各取締役間で十分に意思疎通を図るなど連携を強化するとともに、内部統制部門から各種報告を受けるなど、情報収集、監査環境の整備に努め、監査等委員会において十分な議論を行い、監査を実施しております。

監査等委員である取締役は、会計監査人と定期的に会合を持つなど、緊密な連携を保ち、意見交換を行うとともに、内部監査部門等から定期的な報告を受けるなど、適切な監査を実施しております。

## ホ．社外取締役との人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係の概要

当行では社外取締役3名が就任しております。3名とも当行との人的関係、資本的关系又は取引関係において、下記以外に特別な利害関係はございません。

社外取締役濱岡正己氏は、当行普通株式2,100株を保有しております。また、同氏は日本銀行の出身ですが、取引の性質等に照らして、社外取締役としての業務に影響を与えるような特別な利害関係はないことから、日本銀行との取引の概要の記載を省略しております。

社外取締役中川昇氏は、当行普通株式600株を保有しております。また、同氏は松阪市役所の出身ですが、取引の性質等に照らして、社外取締役としての業務に影響を与えるような特別な利害関係はないことから、松阪市との取引の概要の記載を省略しております。

社外取締役野呂昭彦氏は、当行普通株式を保有しておりません。また、同氏は松阪市長、三重県知事を歴任されておりますが、取引の性質等に照らして、社外取締役としての業務に影響を与えるような特別な利害関係はないことから、松阪市及び三重県との取引の概要の記載を省略しております。

## 役員の報酬等の内容

## イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額			
		(百万円)	基本報酬 (確定金額報酬)	業績連動型報酬	株式報酬型 ストック・オプション
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	10	183	141	11	30
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	1	3	3		
社外役員	3	26	26		

(注) 1．上記には、当事業年度中に退任した取締役を含めております。

2．重要な使用人兼務役員の使用人給与額は47百万円、員数は5人であり、その内容は基本報酬及び賞与であります。

3．連結報酬等の総額が1億円以上である者は存在いたしません。

## ロ．役員の報酬等の額の決定に関する方針

平成27年6月24日開催の第106期定時株主総会における決議に基づき、当行は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、（ ）役割や責任に応じて月次で支給する「確定金額報酬」、（ ）単年度の業績等に応じて支給する「業績連動型報酬」、（ ）中長期の企業価値向上と株価上昇への意欲や士気を高めるための「株式報酬型ストック・オプション」の構成としております。

また、監査等委員である取締役の報酬については、独立性及び中立性を確保するため、月次で支給する「確定金額報酬」のみとしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等については、下記のとおり株主総会で決議された額の範囲内で、報酬諮問委員会での協議を経て取締役会で決定いたします。

また、監査等委員である取締役の報酬等については、同じく株主総会で決議された額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

（ ）確定金額報酬は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については年額200百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額については年額50百万円以内といたします。

（ ）業績連動型報酬は、社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、確定金額報酬とは別枠で、当該事業年度にかかる当期純利益(単体)の0.9%を総支給額といたします。その上限額を60百万円とし、当該事業年度にかかる当期純利益(単体)が1,500百万円未満の場合、支給額は0円といたします。

（ ）株式報酬型ストック・オプションは、確定金額報酬及び業績連動型報酬とは別枠で、社外取締役を除く取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して新株予約権を年額40百万円以内の範囲で割り当ていたします。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数 130銘柄  
貸借対照表計上額の合計額 23,066百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東海旅客鉄道株式会社	300,000	5,971	営業上の取引関係の維持・強化のため
イオン株式会社	823,200	1,338	営業上の取引関係の維持・強化のため
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社(注)	313,825	1,000	営業上の取引関係の維持・強化のため
三重交通グループホールディングス株式会社	1,640,750	974	営業上の取引関係の維持・強化のため
東京海上ホールディングス株式会社	234,950	892	営業上の取引関係の維持・強化のため
井村屋グループ株式会社	1,177,200	758	営業上の取引関係の維持・強化のため
マックスバリュ中部株式会社	631,937	664	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社今仙電機製作所	505,000	494	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社大垣共立銀行	1,374,000	467	業務連携の維持・強化のため
株式会社名古屋銀行	1,163,000	430	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社みずほフィナンシャルグループ	2,532,588	425	業務等の協力関係の維持・強化のため
東邦瓦斯株式会社	498,000	397	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社オークワ	390,491	392	営業上の取引関係の維持・強化のため
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	1,088,100	358	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社日立製作所	650,000	342	取引関係の維持・強化のため
大陽日酸株式会社	300,000	320	営業上の取引関係の維持・強化のため
清水建設株式会社	330,000	314	営業上の取引関係の維持・強化のため
住友不動産株式会社	94,000	309	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社栃木銀行	674,000	288	業務連携の維持・強化のため
株式会社大光銀行	1,268,000	266	業務連携の維持・強化のため
株式会社愛知銀行	55,470	261	業務連携の維持・強化のため
株式会社百五銀行	616,316	260	業務連携の維持・強化のため
株式会社タカキタ	500,000	258	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社紀陽銀行	191,400	244	緊密な関係の維持・強化のため
日本トランスシティ株式会社	621,380	234	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社北日本銀行	81,200	232	業務連携の維持・強化のため
丸三証券株式会社	200,868	212	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社中京銀行	1,080,250	209	業務連携の維持・強化のため
株式会社岡三証券グループ	312,979	184	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社ヒラノテクシード	225,000	171	営業上の取引関係の維持・強化のため

(注)平成28年10月1日より、商号変更により、SOMPOホールディングス株式会社としております。

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

(当事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
東海旅客鉄道株式会社	260,000	4,716	営業上の取引関係の維持・強化のため
イオン株式会社	823,200	1,337	営業上の取引関係の維持・強化のため
SOMPOホールディングス株式会社	313,825	1,280	営業上の取引関係の維持・強化のため
東京海上ホールディングス株式会社	234,950	1,103	営業上の取引関係の維持・強化のため
井村屋グループ株式会社	588,600	1,035	営業上の取引関係の維持・強化のため
マックスバリュ中部株式会社	631,937	766	営業上の取引関係の維持・強化のため
三重交通グループホールディングス株式会社	1,840,750	690	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社みずほフィナンシャルグループ	2,532,588	516	業務等の協力関係の維持・強化のため
株式会社今仙電機製作所	505,000	507	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社名古屋銀行	116,300	466	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社大垣共立銀行	1,374,000	454	業務連携の維持・強化のため
株式会社オークワ	390,491	441	営業上の取引関係の維持・強化のため
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	108,810	420	営業上の取引関係の維持・強化のため
東邦瓦斯株式会社	498,000	391	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社日立製作所	650,000	391	取引関係の維持・強化のため
大陽日酸株式会社	300,000	390	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社栃木銀行	674,000	345	業務連携の維持・強化のため
株式会社愛知銀行	55,470	343	業務連携の維持・強化のため
清水建設株式会社	330,000	329	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社紀陽銀行	191,400	326	緊密な関係の維持・強化のため
株式会社ヒラノテクシード	225,000	306	営業上の取引関係の維持・強化のため
日本トランスシティ株式会社	621,380	290	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社大光銀行	1,268,000	280	業務連携の維持・強化のため
株式会社タカキタ	500,000	279	営業上の取引関係の維持・強化のため
株式会社百五銀行	616,316	273	業務連携の維持・強化のため
住友不動産株式会社	94,000	271	営業上の取引関係の維持・強化のため
トモニホールディングス株式会社	459,000	270	業務連携の維持・強化のため
株式会社北日本銀行	81,200	261	業務連携の維持・強化のため
株式会社中京銀行	108,025	253	業務連携の維持・強化のため
株式会社岡三証券グループ	312,979	212	緊密な関係の維持・強化のため

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

八．保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	10,364	196	427	1,839
非上場株式				

	当事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	11,834	277	970	2,084
非上場株式	380	1		

二．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

ホ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

取締役の定数

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内及び監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当の決定機関

当行は、取締役会の決議により中間配当を実施することができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

自己株式取得の決定機関

当行は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

種類株式

当行は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実施するため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について普通株式と異なる定めをした議決権のないA種優先株式を発行しております。単元株式及び議決権の有無については下記のとおりであります。なお、株式の保有及び議決権の行使について特記すべきことはありません。

なお、A種優先株式の内容については、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

株式の種類	単元株式数	議決権の有無
普通株式	100株	有
A種優先株式	100株	無

(注)平成28年10月1日付で普通株式及びA種優先株式について、10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	52		50	
連結子会社		3		3
計	52	3	50	3

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案のうえで決定しております。

## 第5 【経理の状況】

1. 当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
2. 当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
4. 当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。  
会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等に的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、また、監査法人等の行う研修への参加や会計専門誌の定期購読等を行っております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	121,605	127,643
商品有価証券	1,022	1,203
金銭の信託	2,270	2,264
有価証券	1, 2, 8, 16 609,024	1, 2, 8, 16 590,737
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 9 1,246,266	3, 4, 5, 6, 7, 9 1,257,009
外国為替	7 1,451	7 2,459
その他資産	8 20,110	8 20,614
有形固定資産	11, 12 25,642	11, 12 24,439
建物	5,393	5,187
土地	10 17,784	10 17,578
リース資産	3	2
建設仮勘定	72	1
その他の有形固定資産	2,388	1,669
無形固定資産	3,904	3,406
ソフトウェア	3,815	3,325
リース資産	7	0
その他の無形固定資産	81	80
繰延税金資産	149	95
支払承諾見返	1,960	2,056
貸倒引当金	9,571	9,912
資産の部合計	2,023,835	2,022,017
<b>負債の部</b>		
預金	8 1,782,472	8 1,790,710
債券貸借取引受入担保金	8 31,851	
借入金	8, 13 44,450	8, 13 85,963
外国為替	5	9
社債	14 4,800	
新株予約権付社債	15 6,989	15 6,989
その他負債	29,560	15,134
賞与引当金	785	706
役員賞与引当金	8	8
退職給付に係る負債	3,012	2,326
役員退職慰労引当金	24	24
睡眠預金払戻損失引当金	263	299
偶発損失引当金	335	433
繰延税金負債	2,066	2,184
再評価に係る繰延税金負債	10 2,756	10 2,724
支払承諾	1,960	2,056
負債の部合計	1,911,343	1,909,570

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
資本金	37,461	37,461
資本剰余金	32,681	32,665
利益剰余金	15,016	17,063
自己株式	1,046	1,023
株主資本合計	84,112	86,166
その他有価証券評価差額金	21,185	18,796
土地再評価差額金	<sup>10</sup> 3,861	<sup>10</sup> 3,815
退職給付に係る調整累計額	929	900
その他の包括利益累計額合計	24,116	21,711
新株予約権	106	132
非支配株主持分	4,156	4,437
純資産の部合計	112,492	112,447
負債及び純資産の部合計	2,023,835	2,022,017

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
経常収益	39,582	37,563
資金運用収益	25,724	23,402
貸出金利息	18,306	17,048
有価証券利息配当金	7,340	6,287
コールローン利息及び買入手形利息	15	0
預け金利息	42	39
その他の受入利息	19	26
役務取引等収益	6,721	6,805
その他業務収益	964	241
その他経常収益	6,172	7,114
償却債権取立益	5	2
その他の経常収益	6,166	7,111
経常費用	33,027	31,674
資金調達費用	2,306	1,577
預金利息	2,015	1,416
コールマネー利息及び売渡手形利息	2	
債券貸借取引支払利息	0	2
借入金利息	157	125
社債利息	124	27
その他の支払利息	5	5
役務取引等費用	2,273	2,299
その他業務費用	500	68
営業経費	<sup>1</sup> 21,358	<sup>1</sup> 21,080
その他経常費用	6,589	6,649
貸倒引当金繰入額	1,031	1,438
その他の経常費用	<sup>2</sup> 5,557	<sup>2</sup> 5,210
経常利益	6,554	5,889
特別利益	2	93
固定資産処分益	2	93
特別損失	44	220
固定資産処分損	17	21
減損損失	<sup>3</sup> 26	<sup>3</sup> 198
税金等調整前当期純利益	6,513	5,762
法人税、住民税及び事業税	417	663
法人税等調整額	1,994	1,561
法人税等合計	2,411	2,225
当期純利益	4,101	3,536
非支配株主に帰属する当期純利益	357	243
親会社株主に帰属する当期純利益	3,744	3,293

【連結包括利益計算書】

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
当期純利益	4,101	3,536
その他の包括利益	1 4,798	1 2,315
その他有価証券評価差額金	4,200	2,345
土地再評価差額金	147	
退職給付に係る調整額	744	29
包括利益	696	1,220
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,050	933
非支配株主に係る包括利益	353	287

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	37,461	32,694	12,591	1,065	81,681
当期変動額					
剰余金の配当			1,303		1,303
親会社株主に帰属する当期純利益			3,744		3,744
自己株式の取得				3	3
自己株式の処分		12		21	8
土地再評価差額金の取崩			16		16
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		12	2,425	18	2,430
当期末残高	37,461	32,681	15,016	1,046	84,112

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	25,382	3,697	184	28,895	79	3,809	114,466
当期変動額							
剰余金の配当							1,303
親会社株主に帰属する当期純利益							3,744
自己株式の取得							3
自己株式の処分							8
土地再評価差額金の取崩							16
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,197	163	744	4,778	26	346	4,405
当期変動額合計	4,197	163	744	4,778	26	346	1,974
当期末残高	21,185	3,861	929	24,116	106	4,156	112,492

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	37,461	32,681	15,016	1,046	84,112
当期変動額					
剰余金の配当			1,292		1,292
親会社株主に帰属する当期純利益			3,293		3,293
自己株式の取得				4	4
自己株式の処分		15		27	12
土地再評価差額金の取崩			45		45
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		15	2,046	22	2,053
当期末残高	37,461	32,665	17,063	1,023	86,166

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	21,185	3,861	929	24,116	106	4,156	112,492
当期変動額							
剰余金の配当							1,292
親会社株主に帰属する当期純利益							3,293
自己株式の取得							4
自己株式の処分							12
土地再評価差額金の取崩							45
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,388	45	29	2,405	26	280	2,098
当期変動額合計	2,388	45	29	2,405	26	280	44
当期末残高	18,796	3,815	900	21,711	132	4,437	112,447

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,513	5,762
減価償却費	4,691	4,690
減損損失	26	198
貸倒引当金の増減( )	1,193	340
賞与引当金の増減額( は減少)	12	79
役員賞与引当金の増減額( は減少)	1	0
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	2,730	644
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	4	0
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	8	35
偶発損失引当金の増減( )	9	98
資金運用収益	25,724	23,402
資金調達費用	2,306	1,577
有価証券関係損益( )	687	1,603
金銭の信託の運用損益( は運用益)	353	1
為替差損益( は益)	1	0
固定資産処分損益( は益)	15	71
貸出金の純増( )減	25,811	10,743
預金の純増減( )	6,015	8,238
商品有価証券の純増( )減	73	180
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	17,401	42,512
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	113	316
債券貸借取引受入担保金の純増減( )	31,851	31,851
その他資産の純増( )減	1,995	3,477
その他負債の純増減( )	12,606	7,972
外国為替(資産)の純増( )減	1,346	1,008
外国為替(負債)の純増減( )	3	3
資金運用による収入	26,480	24,407
資金調達による支出	2,115	5,811
その他	35	38
小計	49,167	1,373
法人税等の支払額	661	595
営業活動によるキャッシュ・フロー	48,506	778

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	163,895	114,990
有価証券の売却による収入	72,465	28,407
有価証券の償還による収入	82,716	99,557
有形固定資産の取得による支出	842	424
無形固定資産の取得による支出	434	332
有形固定資産の除却による支出	7	0
有形固定資産の売却による収入	13	465
無形固定資産の売却による収入	14	
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,970	12,681
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
劣後特約付借入金の返済による支出	1,000	1,000
劣後特約付社債の償還による支出		4,800
配当金の支払額	1,303	1,292
非支配株主への配当金の支払額	6	6
自己株式の取得による支出	3	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,313	7,104
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	36,221	6,354
現金及び現金同等物の期首残高	84,381	120,602
現金及び現金同等物の期末残高	1 120,602	1 126,956

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 6社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(2) 非連結子会社 2社

さんざん農業法人投資事業有限責任組合

さんざん成長事業応援投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 2社

さんざん農業法人投資事業有限責任組合

さんざん成長事業応援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 6社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年～10年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,834百万円(前連結会計年度末は13,551百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

連結子会社の役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

連結子会社のヘッジ会計の方法は、一部の会社で借入金の金利リスクをヘッジするため、金利スワップの特例処理を行っております。

(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結財務諸表に与える影響額は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

## (連結貸借対照表関係)

## 1. 非連結子会社の出資金の総額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
出資金	35百万円	92百万円

## 2. 有担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
国債	20,168百万円	10,032百万円

## 3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
破綻先債権額	499百万円	137百万円
延滞債権額	20,804百万円	23,144百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

## 4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	657百万円	421百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

## 5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
貸出条件緩和債権額	680百万円	573百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

## 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
合計額	22,642百万円	24,276百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

## 7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
	7,745百万円	7,324百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	50,843百万円	88,794百万円
未経過リース料	24百万円	15百万円
計	50,867百万円	88,810百万円
担保資産に対応する債務		
預金	6,669百万円	6,688百万円
債券貸借取引受入担保金	31,851百万円	百万円
借入金	32,100百万円	74,400百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
有価証券	29,319百万円	31,334百万円
非連結子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。		
保証金	343百万円	336百万円

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等の額面金額はありません。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
融資未実行残高	595,228百万円	584,642百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可 能なもの及び総合口座の貸越契約 によるもの	584,462百万円	573,876百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
	7,549百万円	7,030百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
減価償却累計額	20,550百万円	20,721百万円

12. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
圧縮記帳額 (当該連結会計年度の圧縮記帳額)	1,995百万円 ( 百万円)	1,995百万円 ( 百万円)

13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
劣後特約付借入金	2,000百万円	1,000百万円

14. 社債は劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
劣後特約付社債	4,800百万円	百万円

15. 新株予約権付社債は無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)であります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
無担保転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約付)	6,989百万円	6,989百万円

16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
	5,103百万円	7,270百万円

(連結損益計算書関係)

1. 「営業経費」には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
給料・手当	10,608百万円	10,310百万円

2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
貸出金償却	8百万円	13百万円
株式等償却	50百万円	百万円

3. 固定資産の減損損失の内容は次のとおりであります。

前連結会計年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)
当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの低下及び地価の下落により以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、26百万円を減損損失として特別損益に計上しております。	当連結会計年度において、営業キャッシュ・フローの低下、地価の下落及び使用目的の変更により以下の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、198百万円を減損損失として特別損益に計上しております。

地域	用途	種類	減損損失	地域	用途	種類	減損損失
三重県内	営業店舗	土地	26百万円	三重県内	営業店舗	土地	47百万円
				三重県外	営業店舗	土地	128百万円
					遊休資産	土地	23百万円

資産のグルーピングについては、営業店舗、ATMコーナー等の営業用資産は原則として営業店単位とし、出張所、サテライト店等の機能分担を行っている営業店は当該母店とともにグルーピングしております。本部、事務センター、教育センター、福利厚生施設等の共用資産は銀行全体を一体としてグルーピングし、遊休資産は個々の資産を独立した資産としてグルーピングしております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングしております。

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としております。当連結会計年度は、正味売却価額を用い、資産の評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。資産の評価については、資産の重要性を勘案し、適切に市場価格を反映していると考えられる指標により評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)		(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	
その他有価証券評価差額金				
当期発生額		4,961		2,176
組替調整額		687		1,603
税効果調整前		5,649		3,779
税効果額		1,448		1,434
その他有価証券評価差額金		4,200		2,345
土地再評価差額金				
当期発生額				
組替調整額				
税効果調整前				
税効果額		147		
土地再評価差額金		147		
退職給付に係る調整額				
当期発生額		1,081		143
組替調整額		24		185
税効果調整前		1,057		42
税効果額		312		12
退職給付に係る調整額		744		29
その他の包括利益合計		4,798		2,315

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	184,358			184,358	
A種優先株式	60,000			60,000	
合計	244,358			244,358	
自己株式					
普通株式	2,948	18	60	2,906	(注)
合計	2,948	18	60	2,906	

(注) 自己株式の増加18千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。自己株式の減少60千株は、ストック・オプションの権利行使による減少であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度 増加	当連結会計 年度末 減少		
当行	ストック・オプ ションとしての新 株予約権					106	
	合計					106	

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	907	5.00	平成27年3月31日	平成27年6月25日
	A種優先株式	396	6.60	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	907	利益剰余金	5.00	平成28年3月31日	平成28年6月27日
	A種優先株式	385	利益剰余金	6.42	平成28年3月31日	平成28年6月27日

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	184,358		165,922	18,435	(注)1、2
A種優先株式	60,000		54,000	6,000	(注)1、2
合計	244,358		219,922	24,435	
自己株式					
普通株式	2,906	11	2,632	285	(注)1、3、4
合計	2,906	11	2,632	285	

(注)1.平成28年10月1日付で、普通株式及びA種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。

2.発行済株式の減少は、株式併合によるものであります。

3.自己株式の普通株式の増加は、単元未満株式の買取りによるものが11千株、株式併合に伴う1株未満の調整株が0千株であります。

4.自己株式の普通株式の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものが77千株、株式併合によるものが2,554千株であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権					132	
	合計					132	

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	907	5.00	平成28年3月31日	平成28年6月27日
	A種優先株式	385	6.42	平成28年3月31日	平成28年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会	普通株式	907	利益剰余金	50.00	平成29年3月31日	平成29年6月26日
	A種優先株式	355	利益剰余金	59.20	平成29年3月31日	平成29年6月26日

(注)平成28年10月1日付で、普通株式及びA種優先株式について10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金預け金勘定	121,605百万円	127,643百万円
定期預け金	5百万円	5百万円
その他の預け金	997百万円	681百万円
現金及び現金同等物	120,602百万円	126,956百万円

(リース取引関係)

借主側

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、車両であります。

(イ) 無形固定資産

主として、ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

貸主側

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
リース料債権部分の金額	11,137	11,260
見積残存価額部分の金額	1,287	1,461
受取利息相当額	1,349	1,328
期末リース投資資産	11,075	11,392

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の金額の残存期間別明細

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年以内	3,304	3,438
1年超2年以内	2,737	2,815
2年超3年以内	2,100	2,136
3年超4年以内	1,441	1,468
4年超5年以内	816	754
5年超	736	647

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、主に中小規模事業者等に対する事業資金のご融資、個人のお客様に対する住宅資金や消費資金等のご融資を行うとともに、リースやクレジットカード等、金融に係る幅広いニーズにお応えする金融サービス事業を行っております。

また、預金者の皆様から預金をお預りするとともに、社債の発行等により資金調達を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理を行っております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として中小規模事業者等に対する事業資金や、個人のお客様に対する住宅資金や消費資金等の貸出金であり、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。また、有価証券については、主に国債等債券や株式による運用を行っておりますが、これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

預金、社債等については、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、流動性リスクに晒されています。

また、固定金利の貸出金や預金につきましては、市場金利の変動に伴う金利変動リスクに晒されていますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

外貨建の資産、負債につきましては、為替の変動リスクに晒されていますが、一部は為替予約等を行うことにより当該リスクを回避しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、クレジット・ポリシーや融資管理規程等、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部門により行われ、また、権限によっては、経営陣による常務会を開催し審議・報告を行っております。更に、与信管理の状況については、監査部門がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、証券国際部門において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスクの管理

( )金利リスクの管理

当行グループは、ALMの手法によって金利の変動リスクを管理しております。リスク管理の基本方針(リスク・マネージメント・トータル・プラン)に基づき、市場関連リスクに対する基本方針を定め、月に一度開催されるリスク管理委員会において、金利リスク状況の把握、今後の対応等の協議を行っております。日常的には、総合企画部ALM課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次でリスク管理委員会に報告しております。

( )為替リスクの管理

当行グループは、為替の変動リスクに関して、リスク管理の基本方針(リスク・マネージメント・トータル・プラン)に基づき、市場関連リスクに対する基本方針を定め、月に一度開催されるリスク管理委員会において、実施状況の把握、今後の対応等の協議を行っております。また、為替予約を利用するなど、為替の変動リスクの低減を図っております。

( )価格変動リスクの管理

当行グループは、価格の変動リスクに関して、リスク管理の基本方針（リスク・マネージメント・トータル・プラン）に基づき、市場関連リスクに対する基本方針を定め、月に一度開催されるリスク管理委員会において、実施状況の把握、今後の対応等の協議を行っています。有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会や常務会で検討されており、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っています。

( )デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門を分離し内部牽制を確立するとともに、「ヘッジとしてのデリバティブ取引取扱規定」に基づき実施されています。

( )市場リスクに係る定量的情報

当行グループにおいて、金利リスク及び価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される株式及び債券等、「銀行業における預金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引等です。

当行グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、過去10年間のリスク変数の推移をもとに、保有期間を60営業日とした場合の合理的な予想変動幅に基づき計算した時価の変動額を市場リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利リスクについては、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、平成29年3月31日現在、合理的な金利の変動として、指標となる長期金利が14.7ベース・ポイント上昇（前連結会計年度は15.5ベース・ポイント上昇）したものと想定した場合には、当該金融資産と金融負債を相殺した後の純額（資産側）の時価は4,628百万円減少（前連結会計年度は4,882百万円減少）するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

価格変動リスクについては、TOPIXまたはREIT指数以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、平成29年3月31日現在、合理的なリスク変数の変動がTOPIXの場合は10.6%下落（前連結会計年度は10.9%下落）、REIT指数の場合は11.9%下落（前連結会計年度は12.0%下落）したものと想定した場合には、当該金融資産の時価は6,833百万円減少（前連結会計年度は6,042百万円減少）するものと把握しております。当該変動額は、TOPIXまたはREIT指数を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、TOPIXまたはREIT指数とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。

なお、将来においてリスク変数の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。また、BPV（ベース・ポイント・バリュー）等の感応度による市場リスクの定量情報は、前提条件等に基づいて算定した値であり、最大損失の予測を意図するものではありません。さらに、将来の市場の状況は、過去とは大幅に異なることがあります。

流動性リスクの管理

当行グループは、流動性リスクに関して、リスク管理の基本方針（リスク・マネージメント・トータル・プラン）に基づき、流動性リスクに対する基本方針を定め、月に一度開催されるリスク管理委員会において、資産・負債の両面から流動性についての評価を行い、資金調達可能時点と金額等を把握するなど、流動性リスクの低減を図っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

前連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	121,605	121,605	
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	1,022	1,022	
(3) 有価証券 その他有価証券	607,079	607,079	
(4) 貸出金 貸倒引当金（ 1 ）	1,246,266 8,327		
	1,237,939	1,243,913	5,973
資産計	1,967,647	1,973,620	5,973
(1) 預金	1,782,472	1,783,608	1,136
(2) 債券貸借取引受入担保金	31,851	31,851	
(3) 借入金	44,450	44,373	76
負債計	1,858,774	1,859,834	1,059
デリバティブ取引（ 2 ） ヘッジ会計が適用されていないもの		256	
ヘッジ会計が適用されているもの		10	
デリバティブ取引計		245	

（ 1 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（ 2 ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、「ヘッジ会計が適用されているもの」は、金利スワップの特例処理によるものであります。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	127,643	127,643	
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	1,203	1,203	
(3) 有価証券 その他有価証券	587,241	587,241	
(4) 貸出金 貸倒引当金（ 1 ）	1,257,009 8,628		
	1,248,381	1,254,984	6,603
資産計	1,964,469	1,971,072	6,603
(1) 預金	1,790,710	1,791,155	445
(2) 借入金	85,963	85,857	105
負債計	1,876,673	1,877,012	339
デリバティブ取引（ 2 ） ヘッジ会計が適用されていないもの		560	
ヘッジ会計が適用されているもの		2	
デリバティブ取引計		558	

（ 1 ） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（ 2 ） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。なお、「ヘッジ会計が適用されているもの」は、金利スワップの特例処理によるものであります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、キャッシュ・フローから、信用リスクを控除したものを市場金利で割引くことで時価を算出する方式にて現在価値を算定しております。

また、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算出された価額を時価とすることとしております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4)貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、キャッシュ・フローから、信用リスクを控除したものを市場金利で割り引くことにより時価を算定しております。ただし、固定金利によるもののうち、住宅ローン等の消費者ローンについては、ローンの種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1)預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)借入金

借入金のうち、約定期間が短期間(1年以内)のもの、又は変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が長期間(1年超)で固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）及び通貨関連取引（為替予約、通貨オプション）であり、割引現在価値・取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算出した価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
非上場株式(1)(2)	1,939	2,142
非上場外国証券(1)	4	4
組合出資金(3)		1,349
合 計	1,944	3,495

- (1) 非上場株式及び非上場外国証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 前連結会計年度及び当連結会計年度において、非上場株式について減損処理はございません。
- (3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	73,020					
有価証券						
その他有価証券のうち満期 があるもの	89,479	174,193	131,491	62,476	69,366	30,110
うち国債	26,067	75,241	56,923	35,036	15,830	18,028
地方債	6,198	22,326	21,591	11,853	6,222	
社債	30,180	48,052	26,644	10,256	8,262	5,396
貸出金( )	279,844	255,118	152,084	91,680	101,947	227,737
合 計	442,343	429,311	283,575	154,156	171,313	257,847

( ) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない113,304百万円、期間の定めのないもの137,856百万円は含めておりません。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	90,633					
有価証券						
その他有価証券のうち満期 があるもの	89,695	171,416	95,136	64,671	61,844	56,566
うち国債	36,182	65,891	45,745	27,131	6,211	29,188
地方債	8,682	30,613	10,919	13,043	8,913	
社債	29,095	38,679	16,395	9,692	5,707	8,624
貸出金( )	247,571	248,642	153,009	94,260	104,363	249,807
合 計	427,899	420,058	248,145	158,931	166,207	306,373

( ) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない123,282百万円、期間の定めのないもの136,075百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成28年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金( )	1,520,376	231,129	29,994	444	529	
債券貸借取引受入担保金	31,851					
借入金	35,919	4,704	1,826	2,000		
合計	1,588,146	235,833	31,820	2,444	529	

( ) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金( )	1,599,251	159,951	24,995	1,949	4,564	
借入金	78,535	4,793	1,633	1,000		
合計	1,677,786	164,744	26,628	2,949	4,564	

( ) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)	27	14

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超える もの	株式	27,187	15,720	11,467
	債券	412,407	402,664	9,742
	国債	227,128	221,523	5,604
	地方債	68,120	66,153	1,967
	社債	117,158	114,987	2,170
	その他	100,829	91,789	9,040
	小計	540,424	510,174	30,250
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	株式	4,058	4,473	414
	債券	11,706	11,782	76
	国債			
	地方債	72	72	
	社債	11,633	11,709	76
	その他	50,890	52,926	2,036
小計	66,654	69,182	2,527	
合計		607,079	579,357	27,722

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超える もの	株式	29,520	16,971	12,549
	債券	358,376	351,545	6,830
	国債	198,693	194,922	3,770
	地方債	62,999	61,679	1,319
	社債	96,683	94,943	1,740
	その他	92,774	84,727	8,047
	小計	480,672	453,244	27,427
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	株式	4,040	4,443	403
	債券	32,341	32,865	524
	国債	11,657	11,974	317
	地方債	9,172	9,244	71
	社債	11,511	11,646	134
	その他	70,187	72,744	2,557
小計	106,569	110,053	3,484	
合計		587,241	563,298	23,943

4．当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券  
該当事項はありません。

5．当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	3,642	810	373
債券	52,650	436	
国債	52,650	436	
地方債			
社債			
その他	9,413	411	3
合計	65,705	1,658	376

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	11,100	1,641	79
債券	11,813	25	5
国債	9,304	24	
地方債			
社債	2,508	1	5
その他	5,621	146	54
合計	28,535	1,813	138

6．保有目的を変更した有価証券  
該当事項はありません。

7．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）することとしております。

前連結会計年度における減損処理額は550百万円（うち、株式27百万円、その他523百万円）であります。

当連結会計年度における減損処理額はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末における時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理することとしております。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の推移や発行会社の業績の推移、信用状況を考慮のうえ、時価の回復可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,270	86

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	2,264	36

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成28年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	27,722
その他有価証券	27,722
( )繰延税金負債	6,496
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	21,226
( )非支配株主持分相当額	40
その他有価証券評価差額金	21,185

(注) 時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	23,943
その他有価証券	23,943
( )繰延税金負債	5,062
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	18,880
( )非支配株主持分相当額	84
その他有価証券評価差額金	18,796

(注) 時価を把握することが極めて困難な外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物 売建 買建				
	通貨オプション 売建 買建				
店頭	通貨スワップ 為替予約	49,023		197	197
	売建	48,919		196	196
	買建	103		0	0
	通貨オプション	3,793		59	59
	売建	1,896		36	36
	買建	1,896		23	23
	その他 売建 買建				
	合計			256	256

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2. 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物 売建 買建				
	通貨オプション 売建 買建				
店頭	通貨スワップ 為替予約	46,090		573	573
	売建	45,729		572	572
	買建	360		0	0
	通貨オプション	1,174		12	12
	売建	985		9	9
	買建	189		3	3
	その他 売建 買建				
	合計			560	560

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2. 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 受取変動・支払変動 金利先物 金利オプション				
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 受取変動・支払固定	貸出金 借入金	1,352 1,152 200	1,282 1,132 150	10 9 1
	合計				10

(注) 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 受取変動・支払変動 金利先物 金利オプション				
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定 受取変動・支払固定	貸出金 借入金	823 623 200	430 320 110	2 2 0
	合計				2

(注) 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、取引先金融機関から提示された価格によっております。

### (2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

### (3) 株式関連取引

該当事項はありません。

### (4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、退職一時金制度及び企業年金基金制度を設けるとともに、確定拠出年金制度を設けております。また、退職一時金制度に対して、退職給付信託を設定しております。

連結子会社については、退職一時金制度を設けております。

なお、連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	8,354	8,838
勤務費用	270	302
利息費用	92	21
数理計算上の差異の発生額	911	86
退職給付の支払額	791	884
退職給付債務の期末残高	8,838	8,365

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	3,668	5,825
期待運用収益	116	145
数理計算上の差異の発生額	169	56
事業主からの拠出額	787	774
退職給付信託の設定	2,000	
退職給付の支払額	576	650
年金資産の期末残高	5,825	6,038

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	8,838	8,365
年金資産	5,825	6,038
	3,012	2,326
非積立型制度の退職給付債務		
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,012	2,326

退職給付に係る負債	3,012	2,326
退職給付に係る資産		
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,012	2,326

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	270	302
利息費用	92	21
期待運用収益	116	145
数理計算上の差異の費用処理額	54	215
過去勤務費用の費用処理額	29	29
確定給付制度に係る退職給付費用	270	364

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
過去勤務費用	29	29
数理計算上の差異	1,027	72
合計	1,057	42

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
未認識過去勤務費用	209	179
未認識数理計算上の差異	1,536	1,464
合計	1,326	1,284

(7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
債券	58%	46%
株式	20%	20%
現金及び預金	2%	7%
その他	20%	27%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度35%、当連結会計年度33%含まれております。

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

区分	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
割引率	0.2%	0.2%
長期期待運用収益率	2.5%	2.5%
予想昇給率	4.8%	4.8%

3. 確定拠出制度

当行の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度194百万円、当連結会計年度187百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
営業経費	35百万円	38百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成24年ストック・ オプション	平成25年ストック・ オプション	平成26年ストック・ オプション	平成27年ストック・ オプション	平成28年ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	当行取締役 9名、 執行役員 5名	当行取締役 9名、 執行役員 6名	当行取締役(社外 取締役を除く) 9 名、 執行役員 7名	当行取締役(監査 等委員である取締 役を除く) 9名、 執行役員 8名	当行取締役(監査 等委員である取締 役を除く) 9名、 執行役員 8名
株式の種類別 のストック・ オプションの 数(注)	当行普通株式 23,030株	当行普通株式 24,140株	当行普通株式 20,200株	当行普通株式 18,770株	当行普通株式 22,530株
付与日	平成24年 8月 8日	平成25年 8月 8日	平成26年 8月 8日	平成27年 8月10日	平成28年 8月 8日
権利確定条件	権利確定条件は定 めていない	権利確定条件は定 めていない	権利確定条件は定 めていない	権利確定条件は定 めていない	権利確定条件は定 めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定 めていない	対象勤務期間は定 めていない	対象勤務期間は定 めていない	対象勤務期間は定 めていない	対象勤務期間は定 めていない
権利行使期間	平成 24年 8月 9 日～ 平成54年 8月 8日	平成 25年 8月 9 日～ 平成55年 8月 8日	平成 26年 8月 9 日～ 平成56年 8月 8日	平成 27年 8月 11 日～ 平成57年 8月10日	平成 28年 8月 9 日～ 平成58年 8月 8日

(注)平成28年10月1日付で実施した普通株式10株を1株とする株式併合による併合後の株式数に換算して記載  
しております。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成29年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、平成28年10月1日付で実施した普通株式10株を1株とする株式併合による併合後の株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション	平成28年ストック・オプション
権利確定前					
前連結会計年度末					
付与					22,530株
失効					
権利確定					22,530株
未確定残					
権利確定後					
前連結会計年度末	14,030株	17,300株	17,090株	18,770株	
権利確定					22,530株
権利行使	2,010株	2,050株	1,940株	1,750株	
失効					
未行使残	12,020株	15,250株	15,150株	17,020株	22,530株

単価情報

	平成24年ストック・オプション	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション	平成27年ストック・オプション	平成28年ストック・オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	1,520円	1,520円	1,520円	1,520円	
付与日における公正な評価単価	1,320円	1,440円	1,590円	1,890円	1,710円

(注)平成28年10月1日付で実施した普通株式10株を1株とする株式併合を勘案した額を記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成28年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成28年ストック・オプション
株価変動性(注1)	28.2%
予想残存期間(注2)	1.9年
予想配当(注3)	5.00円/株
無利息利率(注4)	0.19%

(注)1. 予想残存期間に対応する期間(平成26年9月8日の週から平成28年8月1日の週まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 過去の役員データにより、平均的な退任までの期間を見積もっております。

3. 平成28年3月期の配当実績を採用しております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主要な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	5,408百万円	4,750百万円
退職給付に係る負債	1,503	1,296
税務上の繰越欠損金	93	98
賞与引当金	236	212
減価償却費	116	108
有価証券評価損	3,704	3,481
その他	968	955
繰延税金資産小計	12,031	10,903
評価性引当額	7,439	7,908
繰延税金資産合計	4,591	2,994
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	6,496	5,062
その他	12	21
繰延税金負債合計	6,509	5,083
繰延税金資産(負債)の純額	1,917百万円	2,088百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	32.2%	30.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.6	0.8
住民税均等割	0.8	0.9
評価性引当金の増減	0.9	8.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.3	
その他	0.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.0%	38.6%

(資産除去債務関係)

資産除去債務は、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に金融サービス事業を展開しております。従いまして、サービス別に業務別セグメントが構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。「銀行業」は、当行の本店のほか支店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務などの業務を行っております。また、「リース業」は、各種機械設備の総合リース業務を行っております。

## 2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

## 3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	33,922	4,911	38,833	749	39,582
セグメント間の内部経常収益	131	680	812	838	1,650
計	34,053	5,592	39,645	1,587	41,233
セグメント利益	5,926	250	6,177	379	6,556
セグメント資産	2,009,540	16,424	2,025,964	7,504	2,033,468
その他の項目					
減価償却費	1,442	3,244	4,687	4	4,691
資金運用収益	25,693	12	25,705	83	25,788
資金調達費用	2,219	131	2,351	12	2,363
貸倒引当金繰入額	1,059	16	1,043	11	1,032
株式等償却	50		50		50
特別利益	2		2		2
(固定資産処分益)	2		2		2
特別損失	44		44	0	44
(固定資産処分損)	17		17	0	17
(減損損失)	26		26		26
税金費用	2,204	71	2,276	135	2,411
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	909	3,709	4,619	1	4,621

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、現金整理受託業等を含んでおります。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	31,752	5,052	36,804	758	37,563
セグメント間の内部経常収益	126	677	804	823	1,627
計	31,879	5,729	37,609	1,582	39,191
セグメント利益	5,344	282	5,626	256	5,882
セグメント資産	2,006,875	16,897	2,023,772	7,674	2,031,446
その他の項目					
減価償却費	1,400	3,285	4,685	4	4,690
資金運用収益	23,379	11	23,390	65	23,456
資金調達費用	1,496	117	1,614	11	1,625
貸倒引当金繰入額	1,285	8	1,277	161	1,438
特別利益	93		93		93
(固定資産処分益)	93		93		93
特別損失	212	7	220	0	220
(固定資産処分損)	14	7	21	0	21
(減損損失)	198		198		198
税金費用	2,011	121	2,132	92	2,225
有形固定資産及び無形固定資産等の増加額	697	3,531	4,229	1	4,231

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、現金整理受託業等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と連結損益計算書の経常収益計上額

(単位：百万円)

経常収益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	39,645	37,609
「その他」の区分の経常収益	1,587	1,582
セグメント間取引消去	1,650	1,627
連結損益計算書の経常収益	39,582	37,563

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益の合計額と連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	6,177	5,626
「その他」の区分の利益	379	256
セグメント間取引消去	1	7
連結損益計算書の経常利益	6,554	5,889

(3) 報告セグメントの資産の合計額と連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	2,025,964	2,023,772
「その他」の区分の資産	7,504	7,674
セグメント間取引消去	9,633	9,428
連結貸借対照表の資産合計	2,023,835	2,022,017

(4) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	4,687	4,685	4	4			4,691	4,690
資金運用収益	25,705	23,390	83	65	63	54	25,724	23,402
資金調達費用	2,351	1,614	12	11	57	47	2,306	1,577
貸倒引当金繰入額	1,043	1,277	11	161	0	0	1,031	1,438
株式等償却	50						50	
特別利益	2	93					2	93
(固定資産処分益)	2	93					2	93
特別損失	44	220	0	0			44	220
(固定資産処分損)	17	21	0	0			17	21
(減損損失)	26	198					26	198
税金費用	2,276	2,132	135	92	0	0	2,411	2,225
有形固定資産及び無形固定資産等の増加額	4,619	4,229	1	1			4,621	4,231

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	18,306	9,054	4,911	7,310	39,582

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	17,048	8,134	5,052	7,329	37,563

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	26		26		26

当連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	198		198		198

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引について記載すべき重要なものではありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	4,290円08銭	4,271円20銭
1株当たり当期純利益金額	185円14銭	161円87銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	98円28銭	83円50銭

(注) 平成28年10月1日付で普通株式及びA種優先株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、前連結会計年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定して算定しております。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	112,492	112,447
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	34,647	34,924
うち優先株式	百万円	30,000	30,000
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	385	355
うち新株予約権	百万円	106	132
うち非支配株主持分	百万円	4,156	4,437
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	77,844	77,522
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	18,145	18,150

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	3,744	3,293
普通株主に帰属しない金額	百万円	385	355
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	385	355
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	3,359	2,938
普通株式の期中平均株式数	千株	18,144	18,150
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
親会社株主に帰属する当期純利益調整額	百万円	385	355
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	385	355
普通株式増加数	千株	19,955	21,289
うち優先株式	千株	16,501	17,820
うち新株予約権	千株	61	75
うち新株予約権付社債	千株	3,392	3,392
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当行	第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付)	平成23年6月21日	4,800		平成23年6月22日から平成28年6月21日まで年2.59%、平成28年6月21日の翌日以降は、募集要項に記載された「利息支払の方法」欄第2項の規定に基づき定められるロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円LIBORに3.50%を加算したものとす。	なし	平成33年6月21日
	120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)(注1)	平成26年1月29日	6,989	6,989		なし	平成31年4月30日
合計			11,789	6,989			

(注) 1. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

新株予約権行使期間	新株予約権の発行価額(円)	株式の発行価格(円)	発行価額の総額(百万円)	発行株式	付与割合(%)	行使により発行した株式の発行価額の総額(百万円)
平成26年3月3日～平成31年4月25日	無償	2,060	7,000	普通株式	100	

1. 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権が付された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。
2. 平成28年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

2. 連結決算日後5年以内における償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)			6,989		

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	44,450	85,963	0.10	
借入金	44,450	85,963	0.10	平成29年4月～ 平成34年4月
リース債務	13	2		平成29年4月～ 平成32年5月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	78,535	2,758	2,035	1,200	433
リース債務(百万円)	1	0	0	0	

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の作成を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	9,603	19,030	28,328	37,563
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	1,755	2,999	4,717	5,762
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純利益金額 (百万円)	1,048	1,839	3,176	3,293
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	57.75	101.37	175.03	161.87

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純 利益金額(円) (は 1株当たり四半期純 損失金額(円))	57.75	43.61	73.66	13.15

(注) 平成28年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	121,589	127,628
現金	48,583	37,008
預け金	73,005	90,619
商品有価証券	1,022	1,203
商品国債	523	656
商品地方債	499	547
金銭の信託	2,270	2,264
有価証券	1, 2, 8, 14 608,668	1, 2, 8, 14 590,315
国債	227,128	210,350
地方債	68,193	72,172
社債	128,791	108,194
株式	32,830	35,281
その他の証券	151,724	164,316
貸出金	3, 4, 5, 6, 9 1,249,377	3, 4, 5, 6, 9 1,260,183
割引手形	7 7,683	7 7,283
手形貸付	48,339	42,259
証書貸付	1,055,839	1,074,199
当座貸越	137,515	136,441
外国為替	1,451	2,459
外国他店預け	1,292	2,361
買入外国為替	7 62	7 41
取立外国為替	96	57
その他資産	4,926	4,655
未決済為替貸	119	119
前払費用	39	43
未収収益	2,203	2,056
金融派生商品	57	33
その他の資産	8 2,506	8 2,402
有形固定資産	10 25,056	10 23,814
建物	5,304	5,103
土地	17,577	17,372
リース資産	1,118	738
建設仮勘定	72	1
その他の有形固定資産	982	599
無形固定資産	3,880	3,395
ソフトウェア	3,802	3,318
その他の無形固定資産	77	77
支払承諾見返	1,959	2,056
貸倒引当金	8,209	8,554
資産の部合計	2,011,992	2,009,423

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>負債の部</b>		
預金	8 1,788,453	8 1,797,029
当座預金	66,049	75,657
普通預金	667,767	704,022
貯蓄預金	11,335	11,134
通知預金	6,164	12,571
定期預金	1,014,126	972,427
定期積金	11,244	10,972
その他の預金	11,765	10,243
債券貸借取引受入担保金	8 31,851	
借入金	34,176	75,454
借入金	8, 11 34,176	8, 11 75,454
外国為替	5	9
売渡外国為替	5	9
社債	12 4,800	
新株予約権付社債	13 6,989	13 6,989
その他負債	26,537	11,631
未決済為替借	174	177
未払法人税等	250	568
未払費用	6,288	2,048
前受収益	767	741
給付補填備金	2	2
金融派生商品	57	33
リース債務	1,186	787
資産除去債務	163	204
その他の負債	17,645	7,066
賞与引当金	732	657
退職給付引当金	1,620	969
睡眠預金払戻損失引当金	263	299
偶発損失引当金	335	433
繰延税金負債	2,452	2,548
再評価に係る繰延税金負債	2,756	2,724
支払承諾	1,959	2,056
負債の部合計	1,902,933	1,900,802

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
資本金	37,461	37,461
資本剰余金	32,711	32,695
資本準備金	15,000	15,000
その他資本剰余金	17,711	17,695
利益剰余金	14,784	16,750
利益準備金	1,588	1,847
その他利益剰余金	13,196	14,903
繰越利益剰余金	13,196	14,903
自己株式	1,046	1,023
株主資本合計	83,910	85,883
<del>その他有価証券評価差額金</del>	21,181	18,788
<del>土地再評価差額金</del>	3,861	3,815
<del>評価・換算差額等合計</del>	25,042	22,604
<del>新株予約権</del>	106	132
純資産の部合計	109,059	108,620
負債及び純資産の部合計	2,011,992	2,009,423

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
経常収益	34,053	31,879
資金運用収益	25,693	23,379
貸出金利息	18,286	17,036
有価証券利息配当金	7,328	6,276
コールローン利息	15	0
預け金利息	42	39
その他の受入利息	19	26
役務取引等収益	6,130	6,202
受入為替手数料	1,206	1,186
その他の役務収益	4,924	5,016
その他業務収益	964	241
外国為替売買益	0	
商品有価証券売買益	4	
国債等債券売却益	781	170
金融派生商品収益	177	70
その他経常収益	1,265	2,055
償却債権取立益	2	1
株式等売却益	927	1,676
金銭の信託運用益		1
その他の経常収益	335	376
経常費用	28,126	26,535
資金調達費用	2,219	1,496
預金利息	2,017	1,418
コールマネー利息	2	
債券貸借取引支払利息	0	2
借入金利息	74	48
社債利息	124	27
その他の支払利息	0	0
役務取引等費用	2,262	2,270
支払為替手数料	242	235
その他の役務費用	2,019	2,034
その他業務費用	500	68
外国為替売買損		49
商品有価証券売買損		13
国債等債券売却損	0	5
国債等債券償却	500	
営業経費	20,980	20,788
その他経常費用	2,164	1,911
貸倒引当金繰入額	1,059	1,285
貸出金償却	1	1
株式等売却損	470	238
株式等償却	50	
金銭の信託運用損	353	
その他の経常費用	228	386
経常利益	5,926	5,344

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
特別利益	2	93
固定資産処分益	2	93
特別損失	44	212
固定資産処分損	17	14
減損損失	26	198
税引前当期純利益	5,885	5,224
法人税、住民税及び事業税	223	495
法人税等調整額	1,981	1,516
法人税等合計	2,204	2,011
当期純利益	3,680	3,212

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	37,461	15,000	17,724	32,724	1,327	11,095	12,423	1,065	81,543
当期変動額									
剰余金の配当						1,303	1,303		1,303
当期純利益						3,680	3,680		3,680
利益準備金の積立					260	260			
自己株式の取得								3	3
自己株式の処分			12	12				21	8
土地再評価差額金の取崩						16	16		16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計			12	12	260	2,100	2,361	18	2,366
当期末残高	37,461	15,000	17,711	32,711	1,588	13,196	14,784	1,046	83,910

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	25,378	3,697	29,075	79	110,698
当期変動額					
剰余金の配当					1,303
当期純利益					3,680
利益準備金の積立					
自己株式の取得					3
自己株式の処分					8
土地再評価差額金の取崩					16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,196	163	4,033	26	4,006
当期変動額合計	4,196	163	4,033	26	1,639
当期末残高	21,181	3,861	25,042	106	109,059

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	37,461	15,000	17,711	32,711	1,588	13,196	14,784	1,046	83,910
当期変動額									
剰余金の配当						1,292	1,292		1,292
当期純利益						3,212	3,212		3,212
利益準備金の積立					258	258			
自己株式の取得								4	4
自己株式の処分			15	15				27	12
土地再評価差額金の取崩						45	45		45
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計			15	15	258	1,707	1,965	22	1,972
当期末残高	37,461	15,000	17,695	32,695	1,847	14,903	16,750	1,023	85,883

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	21,181	3,861	25,042	106	109,059
当期変動額					
剰余金の配当					1,292
当期純利益					3,212
利益準備金の積立					
自己株式の取得					4
自己株式の処分					12
土地再評価差額金の取崩					45
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,392	45	2,438	26	2,412
当期変動額合計	2,392	45	2,438	26	439
当期末残高	18,788	3,815	22,604	132	108,620

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

##### (2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年～10年)に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

#### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 6. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,834百万円(前事業年度末は13,551百万円)であります。

##### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

（会計方針の変更）

（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、財務諸表に与える影響額は軽微であります。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

## (貸借対照表関係)

## 1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
株式	83百万円	83百万円
出資金	35百万円	92百万円

## 2. 有担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
国債	20,168百万円	10,032百万円

## 3. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
破綻先債権額	499百万円	137百万円
延滞債権額	20,238百万円	22,609百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

## 4. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	656百万円	420百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

## 5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
貸出条件緩和債権額	678百万円	570百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

## 6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
合計額	22,073百万円	23,737百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

## 7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
	7,745百万円	7,324百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	50,843百万円	88,794百万円
担保資産に対応する債務		
預金	6,669百万円	6,688百万円
債券貸借取引受入担保金	31,851百万円	百万円
借入金	32,100百万円	74,400百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
有価証券	29,319百万円	31,334百万円

子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
保証金	332百万円	325百万円

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等の額面金額はありません。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
融資未実行残高	595,226百万円	582,675百万円
うち原契約期間が1年以内のもの 又は任意の時期に無条件で取消可 能なもの及び総合口座の貸越契約 によるもの	584,460百万円	571,909百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
圧縮記帳額 (当該事業年度の圧縮記帳額)	1,995百万円 (百万円)	1,995百万円 (百万円)

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
劣後特約付借入金	2,000百万円	1,000百万円

12. 社債は劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
劣後特約付社債	4,800百万円	百万円

13. 新株予約権付社債は無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）であります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
無担保転換社債型新株予約権付社債 (劣後特約付)	6,989百万円	6,989百万円

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
	5,103百万円	7,270百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
子会社株式	83	83
組合出資金		92
合計	83	176

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主要な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	5,074百万円	4,422百万円
退職給付引当金	1,086	889
賞与引当金	220	197
減価償却費	116	108
有価証券評価損	3,704	3,482
その他	869	841
繰延税金資産小計	11,071	9,941
評価性引当額	7,031	7,440
繰延税金資産合計	4,040	2,501
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	6,480	5,027
その他	12	21
繰延税金負債合計	6,493	5,049
繰延税金資産(負債)の純額	2,452百万円	2,548百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	32.2%	30.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.6	0.8
住民税均等割	0.8	0.9
評価性引当金の増減	1.3	7.9
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.2	
その他	0.3	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.4%	38.5%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(百万 円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	20,426	243	50	20,618	15,514	430	5,103
土地	17,577 [6,598]	25	231 [105] (175)	17,372 [6,492]			17,372
リース資産	2,836	121	724	2,232	1,494	502	738
建設仮勘定	72	29	100	1			1
その他の有形固定資産	4,444 [19]	171 [51]	555 [23] (23)	4,059 [47]	3,460	159	599
有形固定資産計	45,357 [6,617]	591 [51]	1,663 [129] (198)	44,285 [6,540]	20,470	1,091	23,814
無形固定資産							
ソフトウェア	6,813	325		7,138	3,820	810	3,318
その他の無形固定資産	167			167	90	0	77
無形固定資産計	6,981	325		7,306	3,911	810	3,395

(注) 1. 当期首残高、当期増加額、当期減少額及び当期末残高欄における〔 〕内は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づく土地の再評価実施前の帳簿価額との差額（内書き）であります。

2. 当期減少額欄における（ ）内は減損損失の計上額（内書き）であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	8,209	8,554	941	7,268	8,554
一般貸倒引当金	2,276	2,210		2,276	2,210
個別貸倒引当金	5,933	6,344	941	4,992	6,344
うち非居住者向け債権分					
賞与引当金	732	657	732		657
睡眠預金払戻損失引当金	263	299		263	299
偶発損失引当金	335	433		335	433
計	9,541	9,944	1,673	7,867	9,944

(注) 当期減少額（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金.....洗替による取崩額  
個別貸倒引当金.....洗替による取崩額  
睡眠預金払戻損失引当金...洗替による取崩額  
偶発損失引当金.....洗替による取崩額

未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	250	1,312	994		568
未払法人税等	128	771	841		58
未払事業税	122	540	153		509

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特定口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特定口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当銀行の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、伊勢新聞および日本経済新聞に掲載する方法により行う。
株主に対する特典	
株主優遇定期	100株以上所有の株主に対し、株主優遇定期を取り扱っております。

(注) 1. 当行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 平成28年6月24日開催の第107期定時株主総会決議、普通株主及びA種優先株主に係る各種類株主総会決議により、平成28年10月1日付で普通株式及びA種優先株式の単元株式数を、いずれも1,000株から100株に変更する定款変更を行いました。これにより、普通株式及びA種優先株式の単元株式数を10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類、並びに 確認書	事業年度 (第107期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月27日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書	事業年度 (第107期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月27日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書及び確認書	第108期 第1四半期	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	平成28年8月10日 関東財務局長に提出。
	第108期 第2四半期	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	平成28年11月25日 関東財務局長に提出。
	第108期 第3四半期	自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日	平成29年2月13日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(定時株主総会における決議事項)に基づく臨時報告書であります。		平成28年6月28日 関東財務局長に提出。
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3(株式会社三重銀行との経営統合に向けた基本合意に関する事項)に基づく臨時報告書であります。		平成29年2月28日 関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月21日

株式会社第三銀行  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村真敏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石川琢也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤智章

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社第三銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社第三銀行及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社第三銀行の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社第三銀行が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年6月21日

株式会社第三銀行  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大村真敏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石川琢也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤智章

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社第三銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第108期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社第三銀行の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。